

令和2年 第4回定例会

南種子町議会会議録

令和2年 12月 10日 開会

令和2年 12月 18日 閉会

南種子町議会

令和2年第4回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月10日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	9
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	10
1. 日程第7 一般質問	10
1 番 濱田一徳君	11
1. 観光地対策について	
2. 防災対策について	
3. コロナ対策について	
1. 休 憩	20
2 番 福島照男君	20
1. 甘藷基腐病に伴う農家の救済策について	
2. 農家目標所得360万円達成対策について	
3. ふるさと納税対策について	
4. 福祉対策について	
5. 移住定住促進事業について	
6. 海岸漂着物対策について	
7. 飲食店コロナ救済策	
1. 休 憩	38
9 番 塩釜俊朗君	38
1. 新型コロナ対策について	
2. 農業対策について	
3. 定住促進について	
4. 地元企業の活用について	
3 番 廣濱正治君	50

1. 観光地対策について	
2. 防災について	
3. 町道の維持管理について	
4. 新型コロナウイルス対策について	
1. 休憩	58
5 番 名越多喜子君	58
1. 農薬の使用残の処理について	
2. リサイクル電化製品の回収について	
3. 南種子町観光物産館（トンミー市場）の道の駅構想について	
1. 日程第8 議案第48号 南種子町情報公開条例の一部を改正する	
条例制定について	65
総務課長説明	65
質疑	67
8 番 小園實重君	67
討論	68
採決	68
1. 日程第9 議案第49号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例	
の一部を改正する条例制定について	68
教育委員会管理課長説明	68
質疑	69
討論	69
採決	69
1. 日程第10 議案第50号 南種子町河内温泉センターの設置及び管	
理に関する条例の一部を改正する条例制	
定について	69
保健福祉課長説明	69
質疑	70
8 番 小園實重君	70
6 番 柳田 博君	71
9 番 塩釜俊朗君	73
討論	74
採決	74
1. 日程第11 議案第51号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正	
する条例制定について	75

税務課長説明	75
質疑	75
討論	75
採決	76
1. 日程第12 議案第52号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例制定につ いて	76
総合農政課長説明	76
質疑	76
討論	76
採決	77
1. 日程第13 議案第53号 南種子町営住宅条例の一部を改正する条例 制定について	77
建設課長説明	77
質疑	77
2 番 福島照男君	77
1. 休 憩	77
1. 休 憩	78
討論	79
採決	79
1. 散 会	79

第2号（12月11日）（金曜日）

1. 開 議	82
1. 日程第1 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地 方公共団体の数の減少及び同組合規約の変 更について	82
総務課長説明	82
質疑	82
8 番 小園實重君	82
討論	83
採決	83
1. 日程第2 議案第55号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第 11号）	83

総務課長説明	83
質疑	86
6 番 柳田 博君	86
8 番 小園實重君	87
6 番 柳田 博君	87
1 番 濱田一徳君	88
6 番 柳田 博君	90
8 番 小園實重君	90
1 番 濱田一徳君	92
討論	93
採決	93
1. 日程第 3 議案第56号 令和 2 年度南種子町国民健康保険事業勘定 特別会計補正予算（第 4 号）	93
保健福祉課長説明	93
質疑	94
討論	94
採決	94
1. 日程第 4 議案第57号 令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正 予算（第 4 号）	94
保健福祉課長説明	95
質疑	95
2 番 福島照男君	96
討論	96
採決	96
1. 日程第 5 議案第58号 令和 2 年度南種子町後期高齢者医療保険特 別会計補正予算（第 4 号）	96
保健福祉課長説明	96
質疑	97
討論	97
採決	97
1. 日程第 6 議案第59号 令和 2 年度南種子町水道事業会計補正予算 （第 4 号）	97
水道課長説明	97
質疑	98

討論	98
採決	98
1. 休 憩	99
1. 日程第7 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につい て	99
町長説明	99
質疑	99
討論	99
採決	99
1. 日程第8 同意第16号 教育委員会委員の任命について	100
町長説明	101
質疑	101
討論	101
採決	101
1. 散 会	102

第3号（12月18日）（金曜日）

1. 開 議	105
1. 日程第1 提案理由の説明	105
町長説明	105
1. 日程第2 議案第60号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第 12号）	105
総務課長説明	105
質疑	106
8番 小園實重君	106
討論	106
採決	106
1. 日程第3 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	107
1. 日程第4 請願第1号 南種子町前之浜の自然環境を守るための関 係機関への意見書採択について	108
1. 休 憩	108
1. 日程第5 閉会中の継続審査の申出	109
1. 日程第6 閉会中の継続調査の申出	109
1. 閉 会	109

令和2年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月10日開会～12月18日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
12	10	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（5名） 6. 議案審議 (1)条例 6件（議案第48号～第53号）
	11	金	本 会 議	1. 議案審議 (1)事件 1件（議案第54号） (2)予算 5件（議案第55号～第59号） (3)人事 2件（同意第15号～第16号）
	12	⊕	休 会	
	13	⊕	休 会	
	14	月	委 員 会	総務文教委員会（陳情審査）
	15	火	休 会	
	16	水	委 員 会	総務文教委員会（陳情審査）
	17	木	休 会	

	18	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 予算 1 件 (議案第 6 0 号) 3. 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 4. 請願第 1 号 5. 閉会中の継続審査の申し出 6. 閉会中の継続調査の申し出 全員協議会 産業厚生委員会 広報編集委員会
--	----	---	----------------	--

令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会

第 1 日

令和 2 年12月10日

令和２年第４回南種子町議会定例会会議録
令和２年12月10日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議長諸報告

○日程第4 町長行政報告

○日程第5 提案理由の説明

○日程第6 請願陳情委員会付託

○日程第7 一般質問

○日程第8 議案第48号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○日程第9 議案第49号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する
条例制定について

○日程第10 議案第50号 南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○日程第11 議案第51号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○日程第12 議案第52号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例制定について

○日程第13 議案第53号 南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1 番 濱 田 一 徳 君
3 番 廣 濱 正 治 君
6 番 柳 田 博 君
8 番 小 園 實 重 君
10 番 広 浜 喜一郎 君

2 番 福 島 照 男 君
5 番 名 越 多喜子 さん
7 番 大 崎 照 男 君
9 番 塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局 長 島崎憲一郎君 書記 長 田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小園裕康君	副 町 長	小脇隆則君
教 育 長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	蘭田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 事務局 長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 9 番、塩釜俊朗君、1 番、濱田一徳君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 12 月 10 日から 12 月 18 日までの 9 日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日 12 月 10 日から 18 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思えます。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の 8 月分から 10 月分及び、定期監査結果報告書を配付しております。

次に、各種行事、業務及び動静については、9 月 9 日から 12 月 9 日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

まず、議長会関係の会議等ではありますが、第 39 回離島振興市町村議会議長全国大会が、11 月 24 日に開催予定でしたが、コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中

止をされました。

11月25日、第64回町村議会議長全国大会が、東京NHKホールで開催されました。全国大会では、「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議」ほか3件の特別決議、「新たな過疎法制定等」ほか17の事項に関する決議、「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望」及び「令和3年度国の予算編成及び採択に関する要望」並びに「九州地方における交通網の整備促進に関する要望」等、全国各地における要望事項がそれぞれ採択されました。

次に、一部事務組合関係であります。9月23日、第2回中南衛生管理組合議会定例会及び同日第2回公立種子島病院組合議会定例会、10月6日に第2回熊毛地区消防組合議会定例会、同日第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催されました。各定例会では、一部事務組合の令和元年度決算認定議案及び令和2年度の補正予算議案が審議され、それぞれ認定・原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、令和2年産でん粉原料用甘しょの生産状況につきましては、栽培農家253戸、作付面積267ヘクタールで栽培をされ、集荷については去る11月30日に終了をいたしましたところでございます。

生育状況は、植付け後、梅雨前線による集中豪雨や梅雨明けが例年より遅くなり、その影響から日照不足と9月の台風10号の潮風害により、収量が例年より減収となりました。特に、今年度は種子島においても、サツマイモ基腐病が発生し、本町でもつる割れ病発生地を中心に、町内全域で一部腐れが出る圃場が多数発生をいたしました。

その結果、10アール当たり収量は、坪掘り予想の52俵に対し47俵で、平年を下回る結果となったところでございます。

価格については、1俵37.5キロ当たり原料価格は364円、交付金は1,008円で合わせて1,372円となり、前年より10円高くなったところでございます。

10アール当たり販売価格は6万5,000円で、南種子町の生産額は1億7,400万円となったところでございます。

集荷については、島内4工場で種子島一元集荷がなされ、種子島全体の集荷実績

は49万5,000俵で、前年対比71%となり、南種子産は12万7,000俵で、種子島全体の25%を占める割合でございました。

本年度種子島で発生したサツマイモ基腐病は、鹿児島県内で平成30年度に新たに確認された重要病害であり、対応が喫緊の課題となっているところでございます。サツマイモ基腐病は、土壌伝染性の糸状菌カビで、寄生植物はヒルガオ科で主にサツマイモに寄生し、立ち枯れや腐敗を引き起こす病害でございます。

サツマイモ基腐病の対策は、農林水産省、県農業開発総合センターによる病害原因解明と蔓延防止対策が講じられており、令和2年11月10日にサツマイモ基腐病種子島プロジェクトチームを立ち上げ、今後の防除対策の推進と、次期作に向けて栽培管理について関係機関一体となり取り組んでまいります。

次にさとうきびであります。令和2年産南種子町の生産状況は、栽培農家198戸、作付面積は442ヘクタールで栽培をされ、糖業会社の操業期間は本日12月10日から、明けて4月6日までの96日間の原料受け入れと決定をしたところでございます。

生育状況は、春先から天候に恵まれ順調でありましたが、9月6日の台風10号、10月8日の台風14号により、潮風害等の被害を受け、11月の収量見込み調査では、10アール当たり収量は4,750キロ、生産量は2万トンと、株出し作型では前年までの台風被害の影響で欠株が多く、茎数不足や規模拡大に伴う管理不足、地力低下が要因で反収は依然として低い状況でございます。

本年期のさとうきび取引価格は、トン当たり減量価格は4,000円、交付金は1万6,860円で、合わせて2万860円で、昨年同額の交付金となりました。

次に、日本の宇宙開発における重要な輸送任務を担う国道・県道の整備促進に関する要請活動について御報告を申し上げます。

ロケット機材等の輸送に係る島間港から宇宙センターまでの国道58号及び県道茎永上中線並びに（仮称）宇宙林道に通ずる主要地方道西之表南種子線の改良拡幅について、関係機関に対して要請活動を実施してまいりました。

令和2年6月19日に熊毛支庁に対し要望書の内容説明を行い、6月22日に前三反園県知事宛ての要望書を県土木部道路建設課に提出し、説明を行いました。

また、8月5日には、鹿児島県離島行政懇談会において、宇宙開発における重要な輸送任務を担う国道・県道の整備促進の重要性について要望説明を行ってまいりました。

その後、10月5日には塩田県知事に面談の上、要望書を直接提出をし、そして、11月25日は広浜議長にも同行いただきまして、国土交通省大臣宛てに要望書の提出を行い、森山裕衆院議員、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣宛てにも要望書

を提出してきたところでございます。

国土交通省道路局の渡辺審議官にも面会いただきまして、審議官からは、町長の思い、町民の思いは先生からも聞いているので、計画を立てて申請をしていただければ、交付金事業の準備はあるとのことのお言葉を頂いているところでございます。今後、関係機関と調整を行い、推進を図ってまいりたいと思います。

次に、医師確保について御報告いたします。

令和2年南種子町議会9月9日定例会において御報告いたしましたが、交渉中でありました3名の医師のうち1名について、12月1日から野田一成先生に御着任をいただいております。先生の挨拶文については、12月の広報紙において御紹介をさせていただいているところでございます。

野田先生におかれましては、これまで小児科、総合内科、救急科、感染症科といった臨床経験に加え、海外においても小児から高齢者までの幅広い診察に携わってきており、総合内科専門医や呼吸学会専門医等について資格を有しておりますので、公立南種子病院の診療においても、これまでの経験、資格が十分に発揮されるものと期待をいたしております。

また、そのほか2名の医師について、4月からの着任に向けて進めているところでございますが、1名の医師については、先日本人の来島意思の最終確認をいただきましたので、現在、4月からの着任に向けた準備を進めているところでございます。

また、もう1名の交渉中の医師につきましても、現段階では前向きな返答をいただき交渉を進めている状況でございますが、先方においても慰留の動きもあるようでございますので、引き続き4月からの医師確保に向けて、今後直接面談の上、よい報告ができるよう全力で努めてまいります。

今後につきましても、種子島南部医療圏で唯一の病院としての機能を果たすべく、医療体制整備に努めてまいりますので、議員の皆さん方にも、ぜひ地域住民が安心して暮せる地域環境づくりのための医療体制整備に御理解を頂きまして、そして、常勤医師の確保併せて医療従事者の確保に全力で御支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第48号から議案第59号、同意第15号から同意第16号の計14件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長 小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件6件、事件案件1件、予算案件5件、人事案件2件の計14件でございます。

それでは、条例案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第48号は、南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてございまして、行政不服審査法の改正等に伴い、不服申立ての構造の見直しなどを行うため条例改正するものでございます。

議案第49号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてございまして、引用条例の整理を行うため条例改正するものでございます。

議案第50号は、南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、入浴料及び温泉プール使用料等の料金改定を行うため条例改正するものでございます。

議案第51号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第52号は、南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、利用料金の料金改定を行うため条例改正するものでございます。

議案第53号は、南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてございまして、共益費の徴収を行えるようにするため条例改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第54号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてございまして、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の一部改正について協議を行うものであります。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第55号は、令和2年度南種子町一般会計補正予算（第11号）でございまして、1億2,205万2,000円を追加し、総額67億9,539万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については普通交付税、ふるさと創生事業基金繰入金が主なものでございます。

歳出については、地域食材PR事業、公立南種子病院組合への負担金、国保特別会計への繰出金が主なものでございます。

議案第56号は、令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございまして、一般被保険者医療給付費分負担金が主なもので、1,323万6,000円を追加し9億2,312万8,000円とするものでございます。

議案第57号は、令和2年度南種子町介護保険特別会計予算（第4号）でございまして、居宅介護及び地域密着型介護サービス給付金が主なもので、2,929万6,000円を追加し7億3,315万1,000円とするものでございます。

議案第58号は、令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、保険基盤安定負担金の減額が主なもので、114万1,000円を減額し9,338万3,000円とするものでございます。

議案第59号は、令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、建設改良企業債償還金が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で1,157万5,000円の増額、支出で299万3,000円を増額し、また資本的支出で2,848万4,000円を増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第15号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

同意第16号は、教育委員会委員の任命についてでございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

今期定例会に提案しております案件は以上14件でございますが、このほか追加議案といたしまして、予算案件1件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、本日までに受理した請願、陳情は、12月8日に受理した請願した請願1号を除き、お手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

日程第7 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） 皆さん、おはようございます。今朝のテレビを見ていましたところ、全国でコロナウイルスの感染者数、これが過去最高ということで、2,808人と出ておりました。鹿児島県も40人、また屋久島でも発生があったということで、皆さん、コロナには今誰がかかってもおかしくない状況ですので、十分注意をしながら生活していかなければいけないのかなというふうに考えた次第です。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目の観光地対策についてということで、2点お伺いします。

1点目、西海岸の観光地対策についての考え方を聞かせてほしいとのことについては、これまでも何度か同じような質問が出ていますが、南種子町の東海岸においては、ロケット基地をはじめ全国にPRできるような観光地対策というのが進んでおります。たくさんあります。

しかし、西海岸にはほとんどないというのが実情じゃないかと思います。特に西海地区の海岸線、この美しさに加えて、そこから眺める屋久島の雄大さというこの絶景は、すごく皆さん感動するんじゃないかなというふうに考えます。

地元の人にとっては、毎日同じ景色を眺めていて、そんなに思わないかもしれませんが、よそから来た人は、あの海岸線、それから屋久島に沈む夕日、あるいは屋久島の雄大さ、これを見て、ほとんどの人が案内すれば途中で車を止めてゆっくり眺めていくという、そういう状況であります。

特に屋久島に沈む夕日、これは感動的なんですけども、屋久島の人が世界遺産の島屋久島と盛んにPRしておりますけども、その世界遺産の島のほぼ半分、これは種子島あるいは南種子町の人だけが独り占めしているんです。屋久島で幾ら世界遺産といっても、見る場所は限られています。だけど、種子島の人には屋久島全体を眺められるんです。そういう景色が西海岸にはあるんです。

これを何とか生かせないものだろうかというところで、いろいろ先輩方も議論されてきておりますけども、平成28年に魅力ある観光地ということで、県が進めた事業があったと。これに乗っかって、立石と官造牧の中間のあの高台、ここに展望台を造ろうという話があったということで、前にも質問したんですけども、ところが、土地の取得がうまくいかなかったということで、そのままになっているということで、継続していい場所を探して造ろうというのはまだ諦めていませんよという、そういう回答も頂いております。

そこで、その後の進展状況といいますか、また、あそこに対する町長の考え方、これをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議員からもありましたとおり、平成28年の地区の町政座談会において、西海岸線沿いの屋久島や夕日を眺める魅力ある景勝地に観光スポットの設置をということで、話があったということでございます。設置場所の検討なども行われ、用地取得の関係で折り合いがつかなかったというようなことで、断念をした経緯があるというようなことでございます。

今年に入り、同僚議員のほうからも、設置場所の提案等がありましたので、私どものほうでも現地の確認を行い、検討をいたしております。

提案を受けた場所については、海拔の低い場所で行ったので、そこについては南海トラフの津波との関係や、また人家にも隣接をしておることや、近くに墓地もありますから、景勝地として高台のほうがよいのではないかなというような意見も一部いただいております。

しかしながら、町民の方から紹介もありましたサイの水飲みの状態に見える岩場が近くにあるということもあったり、また、砂坂孫左衛門の道や石碑、塩炊きの跡、枕状溶岩等もありますので、いろんなお話は伺っておりまして、ほかの候補地もありますので、そこも含め私どもとしては県の補助事業なり、そういう補助の活用ができないか、そういうものと併せて総合的に検討をしていかなければいけないのかなというふうな考えを持っているところでございます。

なお、先月9日に開催をされましたけれども、令和2年度第2回熊毛地域行政懇話会というのがありまして、これは熊毛支庁の幹部の皆さんとやる懇話会でございます。そこにおいて、議員そしてまた住民の皆さんからの要望がある地域課題ということで、魅力ある観光地づくりの事業など、そういう補助事業を活用して整備ができないか、そういうことについてこちらのほうからも県に対して照会をいたしたところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 積極的な回答ありがとうございます。後に、同僚議員も同じような質問が控えておりますので、この件に関しては、今私が言いたかった枕状溶岩、あるいはサイの水飲み場、孫左衛門の作った石碑あるいは道、こういうのを何とか生かす観光地づくりにぜひ御尽力を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

2点目に入ります。2点目は、秋の田んぼを花いっぱいにする発想に対してということで、これは、私もこの見出しがなかなかうまく表現できずに、もうストレートに表現しました。

そして、これは質問というよりも、町おこしの一環として提言というふうに捉えてもらえれば結構かなと。ですから、四角四面の回答は必要ありません。

それでは、ちょっと質問内容に入りたいと思いますけども、今、西之の本村、私の集落ですけども、ここの鹿鳴川を渡った東側にコスモスが植えてあったんです。これがまたとてもきれいだったんです、咲いたときに。そして、今はもう種になって、昨日のぞいてみたら、今、種を採っておりましたけども、あの花が咲くときには物すごく緑草、さっき聞きましたところ、フジエモンというんですか、あれとコントラストが非常によくて、片一方は緑豊かなじゅうたん、片一方はコスモスという、そういうのが非常にきれいだったです。

コスモスは今終わったんですけども、今度は鹿鳴川を渡って門倉のほうに向かっていくと、本村の私の家の近くの田んぼ、ここに今コスモスが10センチぐらい伸びて、花をぽつんぽつんとつけています。これが、地主に聞いたところ、12月の花がないときに咲けばきれいだろうなということで、ちょっと遅らせて植えたということですけども、今、ぽつんぽつんとつぼみが咲いていますんで、皆さん方も機会があったらぜひ見に行ってもらいたいと思います。

この植えた人たちに聞きましたところ、秋の田んぼというのは、秋から冬、春にかけて田植えの準備が始まるまでは、田んぼは非常に殺風景だと。普通は稲刈りが終わったら耕して、そしてそのまま放置しておくか、先ほど言うたフジエモンとかああいう緑草を植えて、そして緑肥にするとかそういうのが普通だと。だけど、この植えた人たちは、殺風景な田んぼにちょっと花を咲かせてみようかという、そういう発想から植えてみましたということを言っておりました。これが、田植えのときの緑肥にもなるということで植えたということでした。

そこで、皆さんも御存じのように、小林市、ここはコスモスで有名です。生駒高原ですね。それから大崎町の柏原海岸、ここはルーピンなどが非常に有名です。

これにあやかるわけじゃないんですけども、崎原から眺める田んぼ、七色展望台から眺める田んぼ、ここは緑草とかあるいはコスモス、ルーピン、レンゲソウ、こういう緑草、植物を植えて、これがぱっと広がって、住民の方たちが、わあ、きれいだなというふうになれば、種子島中の人たちが観光に訪れるんじゃないかと、そういうのを私ちょっとイメージしたわけです。

今、これを行政に種代を補助してくれとかということじゃありません。ただ、こういう発想を持って、住民の方が町おこしの一環として取り組んでいらっしゃるのを、こういう機会に皆さんにも知ってほしいというのが一つと、また、町長がこういうのを推奨してもらって、広報紙なんかにはコスモスが咲いたときに写真を載せてもらえば、みんなが、ああ、きれいだなと、ちょっと行ってみようかといっ

て人が集まるようになれば、またそこが観光地化の一つにつながるんじゃないかなというような気持ちで今回の質問を、質問というよりも、こういう取組をやっているんだという紹介ということで出しましたけども、町長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

今後、後継者不足などで機能をしない農地が増えることなども予想されていく中においては、ほうっておきますと雑草が生えてまいりまして、害虫がつきすぐに荒れてしまうと、そういうことになっていくんだろうというふうに思います。

景観も悪くなりますし、そこで、ただいまありましたように、花を栽培をして、そして収穫せずに土壌とともに耕し、後に栽培する作物の肥料、いわゆる緑肥にするのには、最適なのがコスモスだというふうなことで、おっしゃられるとおりだというふうに思います。

本町においても、多面的機能支払交付金を活用をして、12団体が活動を行っているようでありまして、その中で遊休農地の有効活用や農村環境保全活動により、コスモスやチューリップなどを植栽をしている団体もあるようでございます。

コスモスは管理にそこまで手間もかかりませんし、田が荒れるのを防いでくれまして、土づくりに効果もあるようでございますから、何といたっても景観は非常に見る人を楽しませてくれる、そういうものだというふうに思っております。

観光資源としてもこれを活用している自治体もあるようでございますので、私といたしましては、今後議員から提案がありましたとおり、現在取り組んでおられる方々から、行政としてもいろいろそういう情報も頂きながら、そして、情報発信をしながら、そういう取組が拡大をしてもらえるような啓発については一緒に取り組んでまいらなければならないかなというふうに思います。

なおまた、観光においてもそうですけれども、これまでも淡路島なんかでもあるんですが、非常に段々になった畑とかそういうところを使って、やっぱりお花を見せるためのそういう観光スポットもつくってやっているとあります。そういう意味では、非常に私どもの町の公園の在り方とか、そしてまた、いろんなそういう資源を活用するやり方というのは、今後総合的に研究をしていかなければならないのかなというふうな思いは持っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ありがとうございます。この前、ちょっと農業に詳しい方のところに行っていていろいろ話をしてみましたところ、今、サツマイモの基腐病、こういうのが今年は大変だったという話から、その人が言われるには、もうあまりにも化

学肥料とか農薬に頼り過ぎなんじゃないかと、昔はレンゲソウとかそういうのもいっぱい緑草を植えて、そして肥やし代わりにしたもんだと。あまりにも化学肥料を使い過ぎて、土の中の微生物が死んでしまったんじゃないかと、そういうことをおっしゃる方がいらっしゃいました。私になるほどなと思って聞いていたんですけども、ぜひこういう昔ながらのいい部分を取り入れた農業というの、また推奨していく必要があるんじゃないかなと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

それで、大きな2番目の質問に入りたいと思います。

防災対策についてということで、1点目に災害危険箇所などの合同視察の計画はないかという質問を出していたんですけども、総務課長に聞いたところ、5月に行政のほうで実施しましたということでしたので、もうこの質問については省きたいと思います。

できることなら、来年からは、また議会のほうにも声をかけていただければ、私なんかも行政と情報を共有して、そして、いろんな対策、これを立てたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

2点目の災害弱者の避難体制は万全かということについてお尋ねです。

11月15日の南日本新聞の1面に、「災害弱者避難 法改正へ」との見出しで、災害対策基本法を改正して、一人一人の避難方法を定めた個別計画を努力義務化するというのがありました。新聞報道によりますと、自力避難が難しい住民をリストアップする避難行動要支援者名簿が有効に活用されず、個別計画策定につながっていないとの指摘があるというようなことが書いてあったんですけども、今度の台風、今年の台風のときの状況を見えますと、行政のほうから早々と避難の勧め、一人一人に対してそういう呼びかけもありました。

また、災害弱者と言われる人たちに対しても、民生委員の方々がよく回っておられて、そういう対策を取っておられたと。そして、避難所も、避難所に避難した人の話を聞けば、待遇がよかったと、本当に気持ちよく過ごさせていただけましたと。特に保健師の方が来て、健康診断をしてくださったということも、非常にありがたかったという話をしておりました。

この個別計画というのは、非常に個人情報に関係かれこれで難しいと思うんですけども、行政として南種子町は個別計画、これではなくても、この前の体制を見ておけばいいのかなとは思っているんですけども、具体的な規程があるのであれば、そういう取組を紹介していただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、先ほど出ております災害危険箇所等の合同視察についてであります、これについては、来年度以降につきましては、さらに充実をした形での防災点検ができるように実施をしてまいりたいというふうに思います。

先般の台風10号の際の避難支援等につきましては、164名の方が各避難所に避難をされました。避難所におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、避難時の検温や手の消毒、3密を避けるために感覚を開けるなどの対策や、保健師による健康チェックなども協議をし、そして実施をしてまいりまして、避難所の健康管理にも配慮をいたしたところであります。

今後も、引き続き私ども三役も職員と一緒に、万全の体制で臨んでまいりたいと思います。

個別計画については、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 災害時避難行動要支援者名簿につきましては、平成26年度に全高齢者の同意を確認した上で名簿への登録をしたところでございます。その後も、要支援者については、住民基本台帳等から自動更新するようになっておりまして、本人の同意があった場合には随時名簿に登録し、台帳を作成しているところでございます。

今後についても、関係機関と連携して、同意を求めながら作成に取り組んでまいりたいと、このように思っております。現在、同意率が40.22%ということで、登録者数は506名であります。

また、町長が申し上げましたように、後期高齢者の避難についても、安心、安全の面から保健師の巡回を行い、今回、保健師の巡回を行いまして、非常によい評価を頂きましたので、引き続き住民の防災への意識づけの機運を高めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今後とも、住民の方が安心して避難できるように対策を取っていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。コロナ対策ということで質問をいたします。

今後のイベントについての考え方についてということで一般質問を出したんですけども、新型コロナウイルスの感染症が、現在、第3波に入っているという報道がされておる中で、今後のイベントについて尋ねるのもどうかなというのを私も考えたんですけども、現実問題として経済活動とコロナ対策、これは今後両立して考えていかなければいけない問題なのかなというふうに、自分で考えたものですから、

こういう質問を出してみました。

現在、各種会合をはじめ、忘年会なども自粛モードになっておりますけども、世間ではG o T o トラベルの継続などに批判がある一方で、評価する声もあると。そしてまた、今の状況下でこれが正解だというのは、私は答えはないと思うんです。もう一人一人がマナーを守って、他人を思いやる心、それを忘れずに行動するしかないのかなというふうに考えております。

そこで、私この質問を出す数日前までは、私の考えを今から申し上げます。それまでは、各種イベントの、例えば町民運動会であるとかふるさと祭り、ロケット祭り、これは各主催者が判断することなんでしょうけども、全て自粛というんじゃないくて、必ずマスクを着用させて、会場出入り口で消毒をさせて、そして体温測定をする、あるいは室内の場合はちゃんと椅子なんかを消毒して、人数制限をするとか、そういう思いつく万全の対策を取って実施したらいいのかなと。あと、もしコロナが発生があった場合は、その感染ルートとかそういうのをよく把握した上で、そのときにじっくりとмонで、実施できるのであれば実施したほうがいいかなというふうな、そういう考えを持っておりました。

それで、町長にどう考えているのかなということで、質問をしようと思っていたんですけども、ここ二、三日の報道を見た場合に、非常に第3波、これが危険な状態というのがもう一目で分かるような状態になってきました。この中で、私のこの考えが果たしていいのかなということで、疑問を思ったところです。

でも今は、はっきり言いまして、今せつかく1年我慢してきたんだから、もうちょっと我慢して、完全なワクチンができて全員に行き渡ると、こうなってから経済活動、こういうのも再開するべきじゃないのかなと。それには国の予算、町の予算、いろんな問題が絡んできますけども、はっきり言いまして、私も自分の考えを持たない中で、自分の考えがころころ変わる中で、町長にこういう質問をするのが非常に失礼だとは思ったんですけども、ここ二、三日の状況を見て、そういう考えに変わったところです。

そこで、町長の今後の考え方、恐らく町長も、町長としての立場で、こうやりますということは断言できないと思います。ですから、町長はどのように考えているのか、そういうのをちょっと聞かせてもらえないだろうかということで、こういう質問になってしまいました。自分の意見を言わずに本当申し訳ないんですけども、よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染が拡大ということで、非常に第3波とい

うことで、御承知のと通りの状況で、屋久島も含め、徳之島町もいろいろ出てきておりますので、皆さん、危惧をされているんだろうというふうに思います。

そういった中においても、幸いに本町を含めて種子島島内では、今のところ感染者は出ておりません。しかしながら、いつ出てもおかしくない、これは、皆さんが思っておられることだろうというふうに思います。

そういう中で、ここに感染者が出ていないということに関しましては、町民の皆様はじめ医療機関や介護施設の皆様の徹底した感染予防対策、そういったものへの御協力のおかげであろかなというふうに思っておりまして、心から感謝をいたしたいと思います。

この感染予防を図ることはもう当然であり、非常に大切なことでありますが、併せて町の経済活動を推進していくことも、これも重要なことであります。議員のおっしゃられるとおり、私も十分に予防対策を取り、これまでのイベントについても両立をさせていく必要があるんじゃないかなという考えを持っておりました。

そういった趣旨で、これまで何とかこの町が、非常に飲食店をはじめ事業者の皆さんが、そしてまた農家、農林水産業関係の皆さんについても影響をかなり受けておりますので、私どもといたしましては、各種クーポン券の発行なども行って、そして、あらゆる町独自の対策を取りながら、何とかここが関連をして回っていただけないかなというような思いで、こういう取組をやってまいりました。

そこにおいて町外、そしてまた県内においても、あちこちから、この南種子町においては、町民が一体となって何とかそれを乗り切ろうという、頑張っているんだなというそういう評価の声も頂いているのもあります。

しかしながら、ここ昨日までの状況を見ますと、非常にやりにくい状況であるなというような思いと、また、種子島島内においても飲食業の方で、一部もう廃業するとかそういう話も伺っておりますので、これはもう大変なことだというふうに感じております。

その中で、イベントの開催についての考え方についてでありますけれども、本年度はロケット祭り、町民大運動会、ふるさと祭りについては中止をいたしました。私といたしましては、部内の協議の中においても、議員が先ほどおっしゃられたような考えを私も持っておりますので、あらゆる対策を取ることや規模縮小なども含めて十分な予防対策を取った中で実施をしてみてもどうかというような提案もいたしましたところでございます。

しかしながら、これの最終の決定においては、それぞれの実行委員会で十分協議を重ね、議論をした結果、どうしても十分な感染予防対策を取ることは難しいのではないかという意見が多数でございましたから、その中で実行委員会として判断を

していただいた結果が中止ということでございます。

一方で、消毒の徹底、検温の実施、そしてまた参加者の規模の見直しなどを行い、実施をしてきている学校関係の記録会であったり、そしてまた保育園の運動会であったり、先週もありましたけれども、保育園のお遊戯会などもやり方をそれぞれの担当のほうで検討をして、そして、いけば子供たちの年齢に応じたプログラムを組んで、そして入替えをしながらという新しい形を取りながら実施をしてきたものもございます。

そういう工夫をしてやれるものはやってきておりますが、いろんなやり方があるんだろうなというふうなことで、私も考えさせられたところでございます。

今後においては、基本的には消毒の徹底、検温の実施、そして参加者の規模見直し、3密を回避する方法、屋内であれば換気の徹底など、あらゆる面から十分な感染予防について検討しなければならないということと、状況が変わってまいりましたので、その時々での感染の状況も踏まえ、各イベントについてはどのような対策を取ったら開催ができるのか、そういうものを十分検討しながら進めていかなければならないかなというふうな思いを持っております。

忘年会シーズンで、こういう状況でございますが、現在、島内においては出ておりませんので、全くこれをやめるということに関しては、町内の事業者の皆さんにも大変な影響がありますので、現在、役場の職員の皆さんにおかれては、それぞれいろんな対策を考えていただきながら、また事業者の皆さんにもそういう協力も求めながら、今のところできる範囲でそういうものは実施をする方向でやっているんだろうというふうに思います。

そういう考えで、今後の動向をしっかりと注視をしながら、また、そのときにいろんな検討を加えなければならんかなというふうな思いでございます。

仮に感染者が発生をした場合については、その感染者の感染経路や濃厚接触者の状況など総合的に考慮して、判断をしていかなければならないと考えております。

なお、感染者については、鹿児島県議会での県当局の答弁のとおり、島外の医療施設に搬送していただくことを基本に考えておりますが、ただいま県内の状況が物すごい、昨日が40人でしたので、今後の状況を見ながらこれも変わってくるのかなという思いを持っておりますけれども、県の指導を仰ぎながら対応することになるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 非常に町長も答弁に苦勞されると思いますけども、この問題は、何が正解というのは本当ないと思います。

関連ということで、今後、コロナが発生した場合、今、コロナの発生させないと

いう対策でみんな進んでいますけども、コロナが発生した場合に、感染者、この方たちのケア、こういうのも今度考えていかなければならないのかなと、そういうふうに考えております。どうか行政の皆さん方、大変でしょうけども、そこら辺も考えて取組をやっていただけたらと思います。

私の一般質問をこれで終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで濱田一徳君の質問を終ります。

ここで11時ちょうどまで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） 今日は、一般質問の項目が大変多いですので、前置きは省略して、早速本題に入らせていただきます。

まず第1点目に、甘しょの基腐病に伴う農家の救済策ということで、質問を出しております。第1番目のでん粉用甘しょ、安納芋の作柄実績報告ということですが、本町の基幹作物であるサツマイモが例年になく大変な状況になっているということでございます。でん粉については、先ほど町長のほうから冒頭に説明もありましたが、特に安納芋、ブランド商品である安納芋の作柄状況等についても、農家のほうとしては大変な苦境に陥っているという状況にありますので、まず最初にこの件について質問をさせていただきます。まず作柄状況についての説明から、お願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。本町のサツマイモ栽培はでん粉用、焼酎用、青果用の安納芋、これらの栽培農家が367戸で355ヘクタール栽培をされているところでございます。作柄実績についての詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、サツマイモの作柄実績についてでございますが、植付け後、梅雨前線による集中豪雨や梅雨明けが例年より遅くなった影響の日照不足と、9月の台風10号の潮風害により収量は例年より減収となりました。特に

今年度、種子島においてサツマイモ基腐病が発生し、本町でもつる割れ病発生地を中心に、町内全域で腐れる圃場が多数あり、収量の減収となったところであります。

でん粉用サツマイモ集荷実績については、栽培面積267ヘクタール、坪掘り調査予想数量では、1俵37.5キロ換算で、10アール当たり52俵に対し47.6俵ということで、91.5%の実績でありました。青果用の安納芋と焼酎用サツマイモも同様の減収見込みであります。製菓用の安納芋については、現在、収穫中であり、生産実績が出ていない状況であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、その対策として、政府のほうから緊急にサツマイモ農家への緊急支援状況が出ております。大変ありがたいことだなと思って、栽培農家の一助になって、栽培意欲が減退しないように、本町の農業を守る観点からも非常にありがたい政策だなと思っております。もう既に行政のほうでは、各農家を対象に説明会が行われていると聞いています。私もその内容の一部はいただいております。安納芋については、まだ正確なデータが出ていないということなのですが、安納芋も同様に非常に厳しい状態が続いているというふうに、各農家からお聞きをしております。

そういう中で、農家についての政府の説明はほぼ終わったような感じで、皆さん把握しているかなと思うんですが、かいつまんでメインの主なところだけ触れて説明をいただいて、その後に本町の対策についてお聞きをしたいと思いますので、まず政府の発表した救済策についての主なところだけの報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。国の支援策は、令和2年度において発生したサツマイモ基腐病を対象に次年度産に向けた支援であります。事業名は、甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業の甘しょ重要病虫害対策事業ということであるようでございます。支給条件やその他詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、国の甘しょ重要病虫害対策事業の支給条件について、説明させていただきます。令和2年度産サツマイモ基腐病が発生し、被害を受けた農家が対象となります。栽培用途のでん粉用、焼酎用、青果用は全て対象となります。支給条件としては、令和3年度継続栽培支給であり、被害の大きい圃場についてはサツマイモ以外の転換も対象となります。詳細の条件につきましてはほかにもありますが、申請受付時に説明してきております。本事業の周知につい

ては、でん粉用、青果用の安納芋については郵送による通知、防災無線等での周知をしたところであります。町内315戸のサツマイモ農家へ通知し、回答については206戸の方から回答がありまして、そのうち事業申請を行った方については158戸ということで受けているところであります。

病虫害の事業内容については、被害が3割以上の方については10アール当たり2万円、他作物への転換については3万円の資材購入等の助成の条件がついているところであります。被害が3割未満の方については、10アール当たり1万円というような形の対象の事業になります。

以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

では、次の安納芋の生産者、なかなか本町においてはブランド推進のメンバーに入っている方と入っていない方がいるようでございまして、ここら辺の対象の範囲を町としてはどこまでを指定していくのかだけお聞かせ願えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 安納芋の生産農家の対応であります。本町としては青果用の安納芋栽培者への周知ということで、町の安納芋生産振興会員を中心に、郵送の通知をして対応をしております。そのほか、防災無線による周知ということで、町の安納芋生産振興会は町の安納芋の品質向上のためにバイオ苗を利用した生産者ということで、ほとんどの方がこの生産振興会に加入をしているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 振興会に入っている方は自動的に文書もいって、説明も聞くと、多分、当然補助対象者になってくると思うんです。この入っていない方ですよ、問題は。町のブランド推進本部で、ぜひここに入ってもらいたいという呼びかけをしながら、一刀両断に切り捨てるんじゃなくて、やっぱり何らかの救済策をしながら、こういう振興会に入って、一緒に技術レベルも保ちながら、品質を保持しながら栽培をしないと、なかなかこういうときに助成も受けられませんよという呼びかけは必要かなと思いますので、今回、入っていませんので、文書を出していませんという一刀両断な切り方は本町の農業振興という観点から見たら、非常に厳し過ぎるかなというふうに思うんですが。ここら辺については、町長はどういうふうにお考えか、お聞かせ願えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。先ほど課長のほうから答弁がありました
が、そういう方については、防災無線等でも周知ということを言われましたけれど
も、そういう漏れがないような方向で対策を取るというようなことを伺っておりま
すので、その方向でしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 前向きな答弁をありがとうございます。ぜひ、そういうふうに
救済策をして、切り捨てるんじゃないくて、ぜひそういう仲間に入ってもらって、ど
うしても私は入りませんよという方については、それはそれでしょうがないですか
ら。そういうような救済策は、ぜひ取ってほしいなというふうに思います。

そこで、本町の独自の救済策についての提案なんですが、政府からもらっている
内容は、地域共通の災害で2分の1補助対象になるというのがあるんですが、この
中には漏れいているのが、要は肥料代等がなかなか項目に入っていないので、本当
にないのかどうかの確認と、あった場合の金額等ができるのかどうか。全くないん
であれば、やっぱり本町独自として何らかの上乗せをした救済策を講じるべきでは
ないかなというふうにも思ったりするんですが、そこら辺はどういうふうに捉えて
いるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。このサツマイモは、土地利用型作物とし
て本町農業で重要な品目であるというのは、御承知のとおりであります。この基腐
病の独自支援策についてということですが、国の支援事業の申請漏れのないよう、
担当課にも先ほどから言いましたように指示をしております。その中で、この国の
支援事業以外では、種子屋久農協が対策として、令和2年度サツマイモ基腐病対策
支援資金をつくりました。町といたしましても、その資金にかかる利子補給を単独
助成するよう、計画をしているところであります。

また、議員が提案している堆肥や優良種苗等への助成につきましては、国の支援
事業対象となりますので、国の事業活用を推進してまいるといような考えで取り
組んでいきます。基腐病の病害対策について、国県で病害解明と蔓延防止対策に緊
急対策として取り組んでおります。本町でも、この基腐病が蔓延しないよう、国県
支援事業の活用推進と、また種子島プロジェクトチームによる栽培農家への情報提
供や支援事業を積極的に講じてまいりたいと、そのように考えているところでござ
います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 国の中に堆肥の助成も入っています。それから優良種苗、ウイ
ルス、バイオ苗の使用も助成金の中に入っています。当然、使用料も増えるかと思

うんですが、肝心の堆肥です。今まで入れていない方が大量に入れる。それからさとうきびもプロジェクトエイトで進んでいくという中において、堆肥が本当に足りるのか。それから種苗のほうの供給は非常に大丈夫なのか、事前に農家に不足が生じないような体制を取っていただきたいんですが、そこらの見通しについてはどうですか、大丈夫でしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今回のサツマイモ基腐病の国の事業関係と町のさとうきびの単独事業であります堆肥の投入関係、堆肥の生産量自体が足りるのかというようなことでありますが、町の堆肥センターについては、生産数量については2,117トンという形の生産目標を立てて、今、生産に取り組んできております。

堆肥の供給ということで、農協のほうの堆肥センター、それぞれ大型農家の堆肥の確保ということで、今言われたサツマイモ、さとうきび農家、さとうきびでありますと10アール当たり2トン、サツマイモですと10アール当たり1トンということが栽培基準表に載せられてあるんですが、それを全体、今言った農協の堆肥、町の堆肥センターで賄えるかと言いますと、約30%程度の供給しかできないような計算になります。そのほかについては、大規模農家で自主的に堆肥の生産に取り組んでもらう。今現在、取り組む応急対策として、農協のほうから県内の畜産農家から堆肥を入れる仕組みの供給体制ということで行っておりますが、全体を満たす量自体は、まだかなり厳しいというような状況であります。

2点目の種苗供給関係であります。種苗については、特に安納芋の供給はバイオ苗100%を目指しております。これはなぜかと言うと、品質を高めていく。買う側の消費者ニーズ自体が種子島の安納芋を買えば当たりはずれがなく、どれもおいしいということと、品種的に形状環境もそろえるという意味から、種子島では安納芋のバイオ苗100%ということで、今現在、種子島高校、それと鹿児島島のほうに三和グリーンというところの2か所から、元苗のバイオ苗を供給されております。本町のバイオ苗と農協のほうの育苗施設のバイオ苗、ここについては一般苗のすぐ畑に植える苗用じゃなくて、それぞれ農家が育苗をしていくハウス施設を整備しているということで、今3年目になりますが、ハウス施設の導入関係を含めてこの種苗対策が100%いけるような取組を今取り組んできているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町独自の救援策ということで、町長のほうからは利子補給をしていくということでありましたが、この事業を一つ一つやっていくと、さっき今言ったように、堆肥が堆肥センターだけは30%、当然農家自給もありますから、農家

自給は大変だと思うんですが、育苗についてはハウス施設の導入を進めていくということに関連した事柄がどんどん出てくるわけです。直接のこれについての支援策じゃなくて、そこら辺はやっぱりこういうときを機会に、いろいろな町の救援策として、別に直接お金を配るんじゃないくて、いろんな対策を、事業をもってきて、それを農家に普及させる。それがおのずともうかる農業への足掛かりにもなっていくわけです。そういう対策をぜひ検討して行ってほしいなというふうに思います。

そういうことで、本町の救済策は願をしていきたいんですが、この後、生産者への周知徹底です。やっぱりまだ基腐病については原因がなかなか100%解明できていないというところもあるんですが、時期は待ちませんので、春になればすぐ作業に入らないといけないわけで、そこら辺についての注意点、栽培指導についての周知徹底は最低限必要かなと思いますが、いつごろ、どういう中身で進めていくのか、ちょっとそこだけ抑えたいなと思うんですが、総合農政課長、お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 基腐病の情報提供関係であります、各種栽培組織での説明や町の広報紙、農協だより等でこれまでも周知してきているところであります。国の基腐病支援事業受付時にも個別に基腐病対策については指導しているところですが、今後もその中でも指導を徹底していきたいと思います。それと国の支援事業申請者については個別に通知し、対応をしていき、栽培指導の徹底については種子島プロジェクトチームと町技連会で農家への周知を図っていくと。例年、年が明けて、1月から2月に集落座談会等も開催しておりますので、ここについては町技連会の中で検討しながら対策を的確に取っていききたいということで考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 次の項目に入ります。農家所得360万円達成に向けてということで、とりあえず前回の議会のところで、もうかる農業についての質問したところでは360万円という数字が出てきたわけですが、私は個人的には決して高くないと思っているんですが、現状はなかなか厳しい数字であるのは事実でございます。ところが、一定の目標金額が出ていますので、これに向かって達成をするように動かないといけないわけですが、これについての具体的な取組、計画方針等があれば、まずお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。農家目標所得360万円というのは、南種子町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で、農業経営の発展の目

標値ということでございます。この所得目標を掲げ、取り組んでいるのが農業経営基盤強化法に基づき認定されております認定農業者でございます。本町の認定農業者は12月1日現在で81経営体であります。詳細については担当課長が答弁をいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 認定農家の目標達成状況であります。農家所得360万円に対し276万6,000円、76%であります。経営体別では、81経営体のうち27経営体、33%が達成しているような状況であります。検討や計画の取組につきましては、認定農業者は5年間の目標を掲げ、中間評価を踏まえ、経営体ごと各関係機関を踏まえた検討をしているところであります。計画については、町の農業基本構想に、農業経営の規模、生産方式、経営管理、営農類型ごとの経営手法を示しており、個別経営体ごとで茶専門型、花卉専門型、葉たばこ専門型、水稻複合型、さとうきび専門型、野菜複合型、生産牛専門型など、各部門に計画されております。

以上であります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、276万円という数字が出てきたんですが、この数字をどう捉えるかなんですが、それはさておいて、なかなか本町の農業がもうかるというのは非常に厳しいというような状況があります。かといって、これをほったらかしにするわけにはいきませんので、やっぱり本町の基本産業であるし、農家人口を減らすわけにはいきませんので、全面的に行政としては支えなければいけないわけです。これについて、総合農政課一本じゃ当然無理ですので、私は当初のところでもうかる農業会議の提案をしたんですが、町長は未来会議であるとか、あとは技連会等でこれを積極的に議論して、進めていくというような答弁があったわけですが、現状、その技連会においての、このもうかる農業、360万円については取組状況が分かれば、ぜひ御報告をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 町技連会の取組について、説明させていただきます。

町技連会は、各関係機関が作物部会、経営生活改善部会、畜産部会、林業部会、土地改良部会で活動をしております。目標達成のための状況であります。各部会の定例会や担当者会議を開催し、情報の共有をしながら農林産業の振興に取り組んでいるところであります。もうかる農業への取組につきましては、各部会ごと農家の個別指導や機能集団との協議を行い、分析検討をしているところであります。

本町の農業経営形態は専業農家傾向にあり、営農類型も専門化しつつあります。具体的な協議の内容について説明をさせていただきますが、作物部会のさとうきび

振興について、若干説明をさせていただきたいと思います。さとうきびの生産目標は、栽培面積500ヘクタールを掲げ、町きび甘しょ振興会、技連会関係者で現状の課題、振興の対策に取り組んでおります。具体的には単収向上のため、土づくりの堆肥投入や新品種ハルノオギ種苗供給対策としてプロジェクトエイト事業やハーベスター、ビレットプランターの植付け機など省力機械の導入を推進し、栽培面積は横ばい状況で維持され、さとうきび振興に取り組んでいるような状況であります。

以上の内容で取り組んでいるところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 時間がどんどん過ぎていきますので、あまり深く突っ込むと先に進まないで、次にいきます。前回、もうかる農業対策で一番大事なのは、現状の農業分析をしないと課題が見えてこないということで、ぜひこの現状分析をしてほしいというふうにいたしておりました。どういう形で、この現状分析が進んでおるのか、ここは簡潔に少し。というのも、やっぱり本町のさとうきび一つについても、お隣の中種子町と本町では約1トン近い収量差があるわけです。

ほかのものについてもいろいろ問題点もあると。別にそれだけじゃないんですが。あと季節風の問題とか、土壌改良の問題、あるいは今回の基腐病についてもあまり被害のない畑と被害の多い畑と、いろいろあります。そこら辺の現状をきちんと分析して抑えることが、次のステップに進む要素になろうかと思うんです。これをぜひやってほしいんです。簡潔に、ちょっとその状況だけ教えていただければ助かります。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この農業振興につきましては、第6次長期振興計画に現状課題、施策の方向性を示しておりまして、またまちづくりロードマップの取組を基本に農業振興が図られるよう取り組んでいるところであります。その進捗状況、内容等については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業振興の現状の分析と進捗状況であります。簡潔にということでしたが、ちょっと時間をもらってもいいでしょうか。（「簡潔をお願いします」と呼ぶ者あり）現状の進捗状況につきましては、まちづくりロードマップの担い手確保と育成に関わる施策の進捗状況は、人・農地プラン話合い活動の実施を町内8地区に分けて実施しております。多面的機能交付金事業につきましては、12地区で実施しております。農地利用基盤整備等に関する施策の進捗状況につきましては、農地の集積、集約化の実施については人・農地プランの話合いと大規模農家による農地の集約化会議を実施しております。農業生産基盤整備については、

川内田、荃永地区の整備を実施しております。

農道保全対策による施設の長寿命化については、施設点検による事業計画を年次的に実施してきております。安心して安全な農産物の安定供給に関する施策の進捗状況につきましては、鹿児島県の農林水産物認証制度等の活用により、生産工程管理の推進につきましては、野菜類の安納芋、スナップエンドウ、バレイショ、茶等に取り組んでいるところであります。土壌診断に基づく……。

○2番（福島照男君） はい、課長、ありがとうございます。もう結構です。ありがとうございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 私が聞きたいのはそういうことではないんです。それは分析じゃなくて、対策、施策なんです。そうじゃないんです。それをするための前段の作業ができていくかという問いかけなんです。それをやるためには、いろんな条件があって、必要性があるからそれを行っているんであって、それを行っている本当に合っているのか、合っていないのか、現状に合っているのかということなので、まずその前段の分析をしないと、今やっていることが100%効果があるのかないのか。だからやっているのは認めるんです。それはそれでいいんです。ただ、それをやる前の前段の分析、何でこれが必要なのかと。もっとほかにやる方法があるんじゃないのかというのに突っ込んでいかないと、先に進みませんよと。成果が出てきませんよというような問いかけなんです、本来は。ですので、すいませんね、途中で遮りましたが。そういうことなんです。ぜひ、そこをやっていただきたいと思います。

これに関わっているともう時間がなくなるので、次にいきます。次はふるさと納税に入ります。まずふるさと納税の現状と取組について、説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。取組の状況の報告ということでありますので、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 9月定例会においても福島議員より、ふるさと納税の対策について御質問をいただいたところでございますが、これまでの取組といたしまして、11月末で新たな返礼品といたしまして、53品目を設定したところでございます。また、納税者の多い地域をターゲットとしました新聞折り込みや雑誌、あとヤフージャパンのインフィールド広告など、3件の広告を行ったところでございます。返礼品につきましては、新鮮な海産物や農産物など、魅力的な返礼品を用意できる自治体が上位を占めている傾向にありますので、今後とも他市町村の状況进行分析し、国が示しておりますルールの範囲内で引き続き取り組んでまいりたいと思っている

ところでございます。

なお、11月末では53品目となりましたが、本日の新聞にも掲載されているようですが、はやぶさ2の焼酎の関係、こちらが2本セットと3本セットの2種類が新たに掲載をしております、返礼品としても新たに設定をしておりますので、現在、55品目の設定ということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 11月末時点でのふるさと納税の金額が分かれば、教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 12月9日、昨日現在で分かっておりますので、昨日現在で納税額が6,862万6,139円となっております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 昨年を上回る数字が出てきたんで、ちょっとにつこりする数字ですが、これからもまだ3か月、4か月ありますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思っています。

そこで、次にふるさと納税に対する開発予算の設置を、ぜひお願いしたいというふうに要望を出しております。これは、やっぱりふるさと納税というのは、もちろん本町にとっては大きな財源にもなるわけですが、本町の最大の産業振興にも発展をしていくわけです。それをやることによって、農家も潤うし、加工業者も潤うし、販売農家も潤う。ふるさと納税の返礼品と並列して、こういう販売業者も出てくれば、さらにいいわけで、やっぱりこれはふるさと納税の返礼品を起爆剤にして本町の新たな新興産業をつくり出すという意味で、非常に重要な役割を持っているわけです。これに対して、やっぱり予算をまずつけて、町長からは担当者に行政推進係として2名配置しましたという答弁があったんですが、予算がついていない。

予算というのも、これをする、あれをするというからつけざるを得ないのかもしれないんですが、やっぱり頭から幾らという予算をつけて、それに対してやっていると。できなかったらできなかったで、結果としてはいいと思うので、やっぱりまずやる。予算をつくって、どういうふうにやっていくか、いろんなチャレンジをしながら、その中からやっぱり開発に対するノウハウも生まれてくるし、習得できるというふうに思います。動き出すことが非常に重要で、これをその民間に丸投げしても先に進みませんから、できなかったのが現状ですから、やっぱりここは町が音頭を取って、民間と一緒にやる。

一定の予算は確保して、やっぱり町長が肝入りでやる事業だということになれば、やるほうも安心感もありますし、行政と一体にして大きく前進していくわけですね。

で、まずこの取組、予算の確保をぜひやってほしい。補正が難しければ、来年度の予算に大きな枠を取っていただいて、金額は今はいませんが、町長の腹積もりで、これを積極的に前に進めていくんだという姿勢をぜひ町民に見せてほしいなというふうに思うんです。町長、お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。この地場産品開発につきましても、6月及び9月の定例会で議員からの質問で答弁させていただいたところではありますが、この特産品開発については、現在、商工会や特産品協会がございます。しかしながら、私どももいろんな考えを持っておりまして、これまでも行政からの提案として町全体での、この御当地特産物の商品開発などもできると、一部もう全国では大阪で集中して、そこで研究開発をして、全部それが御当地に返っていろいろなもうかる商売といいますか、そういうのに結びついているところもかなりあります。

そういうものも提案したり、そしてまた私どもの町には安納芋、インギー地鶏もあります。この地鶏関係、鳥に関しては、これもそれぞれの有名な地鶏があちこちにあります。そして、炭火焼きについてはお土産であって、これはかなりの返礼についてもいろんなところで使われているわけで、そういう話を私どもも一応、鹿児島県の業者とも話もしました。そしてそういう提案もして、そういうものも活用して、またこっちに帰ってきて、地元でも使えるし、お土産にもできるし、そういうあれができないかと、そういう研究開発、そしてまた試作品をつくる、そういう経費については行政としてはいつでも積極的に予算を組む用意はあるという話はするんですが、なかなかこれがみんなでそれを取り組もうとか、そういうふうな方向にいかないというのが事実であります。

前向きに挑戦もしていくような、そういう動きになっていただいて、そして行政がどんどんそういう開発をやって、行政がというよりも、まずはそういう方が増えて、町のものを一緒に使って、旅館業、ホテル業であっても、そしてまた御飯を食べるところでも、いろんなところでそういうものを使えるようにするというのが、私は一番重要なことかなというふうに、今思っております。そういう提案はこれからも続けていきたいと思えます。そして、あちこちでお肉にしろ、お魚にしろ、その熟成をしたものとか、そういう熟成をする、いわば方法だとか、そういうものも勉強させていただけるところもありますので、そういうものについても積極的にこちらの方が研修にいったって、やっぱり自分のところで地元でも取り入れるということであれば、そういうものは予算化はする必要があるんだろうというふうに思います。

必要があれば、予算確保もし、この特産品開発については、一層しっかりと取り組んで、そしてまた、少し今のルールの中で町のほうでもこういう新商品をつくっておりますけれども、それを地元の方が本当にそれでしっかりとやっていけるような環境については、支援をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長の熱い答弁をありがとうございます。ぜひ、その熱い志を持ち続けて、このふるさと納税、地元特産品開発の成功につなげたいと、お願いいたします。

そこで、問題は行政の一番苦手なところの数値目標設定であります。これは一般会計に数値目標をつくると、なかなか架空の数字で支出と収入が合わない面も出てきます。一つの考え方として、私はチャレンジ目標として10億円設定はどうですかと言うんですが、これ一般会計に10億円を組むと、なかなか支出のところとかみ合わない点が出てきて、予備費に10億というわけにもいきませんので、特別会計の中で別に枠をつくってやってもいいんじゃないかなと。そういうような捉え方もしているんですが、そういう意味で、とりあえず目標金額は非常に大事ですので、やっぱりこれが頑張る原動力になりますので、ところがなかなか現状の一般会計の中では非常に難しいというのもあります。そこらについての考え、町長はどういうふうにお考えか、お聞かせ願えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） そういう目標については、議員のおっしゃるとおり私も高いところにもっていき、そしてまたそういうところに近づくというか実現ができるような方向にもっていくというのは、もう当然のことだと思います。しかしながら、これまでの定例会においてもいろんな御意見を賜りながら、目標となる予算を立てたり、予算はあくまでも可能な数字を予算計上するというのが、もう原則でありますから、この予算に関しては、これまでの答弁のとおり御理解をいただきたいなというふうに思います。今年実績が若干上がってまいりますけれども、それを見据え、そしてまた次年度以降、いかに大きな目標であっても、そこに近づけていけるのか。それによって見積りがされて、予算を組むものでありますから、それはそれとして、そういう高い目標をしっかりと置いて、取り組んでいきたいと、そういうふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。じゃあ次にいきます。

次は福祉対策について、お伺いいたします。9月議会で質問する予定でしたが、まだアンケート調査の整理ができていないということでしたので、今回質問を出し

ております。アンケート調査から出てきた課題等が分かれば、まず御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。第3期南種子町障害者計画、第6期南種子町障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定するに当たり、障害者、障害児の生活実態、意識、意向を調査、分析するための基礎資料とするため、今年の4月から8月にかけてアンケート調査を実施してきたところでございます。この調査の結果については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） アンケート調査の集計の結果、見えてきた課題についてでございますが、まず1点目として、障害者の高齢化、孤独化が上げられます。高齢障害者の老々介護、独り暮らしの増加で、介護保険での支援では足りず、障害福祉からの支援を受けている方もいらっしゃいます。また、将来への不安や親なき後への不安等について自由意見であったところであります。

2点目として、非常時の対応への不安、災害時、避難できない、避難の仕方が分からないという回答が56.3%であったところであります。3点目に、障害への理解不足、障害があることで差別や嫌な思いをした経験があるかについて問いましたところ、ある、少しあると回答した方が合わせて24.9%あったところであります。

4点目に、障害者福祉に関する周知、情報提供体制についてであります。情報の入手方法で、一番多いのが本や新聞、テレビやラジオのニュースが一番多くて、制度が分かりにくく、分かりやすく発信してほしいという意見があったところであります。5点目に、管内の事業所の誘致ということで、障害児支援においては管内に事業所、教育機関がないことから、事業所の誘致について要望があったところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） そのデータを踏まえて、今期、来期に向けての具体的な具体策についての計画があれば、説明をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今後の対応についてということですが、現在、計画を策定中であります。障害者の非常時対応の困りごとに対して、地域生活拠点等の整備の一環として、緊急時の受け入れを島内の事業所と契約したいと考えているところであります。また、親なき後への支援の一環として、青年後見制度促進のため、青年後見センターを社会福祉協議会へ委託設置を検討できないか、今考えて

いるところであります。

障害への理解に関しては、広報やホームページ情報の充実とともに補助事業の地域生活支援事業の理解促進事業を活用しながら、研修会等の開催を行っていきたいと考えているところであります。また、障害事業所関係団体の社会参加補助を行っており、さらなる充実を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 次にいきます。介護施設の充足率についての質問ですが、しょっちゅうじゃなんですが、たまになんですが、介護施設になかなか入れないという声を聞くときがありますので、この状況についての説明だけお願いしたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 現在の町内の入所施設の定員ですけれども、79名となっております。また、認知症対応型の施設が18名となっているところであります。また、少しデータ的には古いですが、今年の6月1日現在の入所待機者については、29名となっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） この入居待機者、6月で29名。現時点はまだ分からないんですが、これは入所したいという希望があるのか、ないのか。あれば、これの対応策をどうしてやっていくのか、御報告いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この29名については、入所したいということで申請を上げて、現在、まだ入所できていない方の人数になります。施設の状況についてですけれども、新しい施設がなかなか厳しいという状況の中の一つには必要な職員の確保の問題と併せて、将来的といいますか、現在はその希望が多いですが、将来的には、その入所希望者が減っていくという予想がされているために、やはり新しい施設をつくるとなると、ちょっとちゅうちょされているのかなというふうに考えているところでです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長、提案ですが、公立病院に一時的避難入所というような方策は考えられないものですか。見解をお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 公立病院のほうについては、これまでの病院運営ということで、

院長のお考えもあり、そして協議をして、それに対応しております。そしてまた医師もそろってきておりますから、そこについて今答弁することはできませんが、状況については今後、先ほど課長から説明がありましたとおり、入所者が減少していくと予想されて、新しい施設についてはそういう考えがあるということでございます。

どうしても、個々の入所というよりも、一部体調の関係でいろいろあられる方については公立病院のほうに入院をされたり、そういうことはあると思いますので、それで御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 入所待機している方からの声を聞くと、かなり不満を持っていて、病院は空いているのに、なんで入れないのかというような声を聞いたり、順番はどうなっているのかなどのいろんな声を聞くわけです。やっぱりここは丁寧に対応していくべきだと思うんですが、先々、その事業者が人口減少を見越してやるのは大変だという思いも理解できますけれども、やっぱりその期間、10年なりの期間の対応策も打っていかないと、このまま放置するというのはいかななものかと思えますので、そこらへんはぜひやっぱり町長、前向きに検討してもらいたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま議員からありましたので、この医療と福祉については対応が異なっておりますので、そこも含めて状況については再度確認をいたしまして、この介護施設の在り方については十分それらも踏まえながら、ちょっと協議検討していきたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） よろしく願いいたします。

次にいきます。聴覚障害者に対する対応、救済なんですが、最初から聴覚障害を持っておられる方、現役世代に聴覚障害に入った方もおられるんですが、本町のよう高齢化が進んでくると、なかなか耳が遠くなって、コミュニケーションが取りにくいという高齢者が結構、私の周りにもいます。恐らく皆さんの周りにもいるんだろうなというふうに思うんです。日本の聴覚障害者は70デシベル以上が身体障害者の枠に入ってきて、第6級と一番軽い等級になるんですが、実際はWHOの世界保健機構においては41デシベルから80デシベルまでを障害者と認めて、補聴器の常時使用を推薦しております。でも、日本の場合は70デシベル以上でないと、福祉対策は全く取れないという状況があります。

ところが、やっぱり60デシベル以上ぐらいになると、なかなか通常会話がやりづ

らいと、大声で話しかけをしないと会話が非常にしづらいという現状がございます。これは、やっぱり人は人中で生活をするわけで、会話が思うようにコミュニケーションが取れないと、なかなか老後を楽しく過ごすこともできません。ここら辺の、まず実態調査を1回してほしいわけです。障害者の場合は70デシベル以上ですので、当然、乗ってくると思うんですが、本人が気づかなかつたら申請にも来ませんから。聴覚障害に対ししてお年寄りの方、60デシベル以上ぐらいから普通に会話ができせんから、大声でしゃべらないと。そこら辺の対応策をぜひ取ってほしいなと思っていますので、今日は時間がありません。詳しいことは言いませんが、まずこの実態調査だけぜひやってほしいなと思うんです。町長、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。この軽中度の難聴児については、軽度、中等度難聴児の福祉の増進を図ることとして、県の事業で軽度、中等度の難聴児補聴器助成事業があります。補助率は2分の1でございます。教育や生活の利便性を図ることを目的として、18歳までは補助を行っているものと考えられます。一方、18歳以上の軽度、中等度聴力障害の方に関しては、一般的に軽度、中等度の視力障害をお持ちの方、自己負担で眼鏡をかけるように軽度、中等度の聴力障害をお持ちの方についても、視力障害の方と同じように自己負担で補助機の購入を今のところはお願いをしているような現状であります。その実態の調査については、今後、そこを含めて担当課のほうとも協議をさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） やっぱり我々のような小さい自治体の場合は、そういう埋もれている方をいかに早く見つけて救済するかということが重要な行政としての課題でありますので、ぜひそこはやってほしいなというふうに思います。

次にいきます。もう時間が9分しかありません。移住者対策は今日は飛ばします。時間がありません。まず、飲食店コロナ対策のほうに、一番最後の項目にいきます。飲食店の救済が急務であるというふうに出しているわけですが、住民の複数の方から声を聞きまして、議員たちは飲食店を回っているのかと。私たちの店には一向に来んがという声を聞きまして、それはよくないなということで私も家内と2人で十数件の店を回りました。残念ながら、全店御訪問は叶わなかったわけですが、その中で感じたことが、飲食クーポンを使っている利用者は結構おりました。食事を伴うところはそれなりに利用があったんですが、食事が伴わない、いわゆるお酒中心のお店についてはなかなか来店客はなくて、経営が非常に困窮している。中には、国の持続化給付金をもらったがために、辞めるに辞められないというような窮状を訴える方もおまして、非常に散々な状況になっているのが現状でございます。

町としても飲食クーポン券を発行はしているんですが、持ってその店に行かないというのが現状で、ちょうど救済の谷間にあるという状況でございまして、ここは軒並みバタバタ閉店していくのも大変忍びない状況でありますので、何らかの対応策を講じる必要があるのかなというふうに思うんですが、町長、見解を聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。この新型コロナウイルス感染拡大に伴い、飲食店業へのダメージは非常に大きいと理解をしております。本町におきましては、国庫財源として宇宙のまち持続化支援金支給事業、宇宙のまち生活応援宇未ちゃんクーポン券支給事業、宇宙のまち飲食店応援クーポン券支給事業など、飲食店のみならず、影響を受けた業種への支援を行ってきておりますが、今もなおやっぱり厳しいんだらうというふうに理解をしております。

11月以降には、各都道府県が営業時間短縮等の要請を行った場合は地方創生臨時交付金における協力要請推進枠による協力金支払い等がありますが、現在のところ国からの財政支援がない限りでは、町が独自で支援するというのはちょっと厳しいところもあるかなというふうに理解をしております。この政府の感染症対策分科会においては、感染リスクが高まる五つの場面としまして、飲酒を伴う懇親会、大人数で長時間及び飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりを挙げており、各事業者におきましても社会経済活動と感染症対策の両立を図っていただかなければならないというふうに私どもも思っております。まずは安心して来店をいただける環境づくりというのも重要でありまして、この感染症対策の取組を来店される方にもしっかりと伝えるとともに、事業者にとっても今後、非常に重要なことであると考えます。

感染防止対策費用の補助事業も鹿児島県が実施、これまでもしておりますけれども、なかなか活用されていないところもあります。今後は、この新しい生活様式の中で対策を講じていかなければなりませんので、私どもも事業者とともにしっかりと取り組まなければならないというふうに思っております。ただ、先ほどからありましたように、このクーポンについても、一部の私どもの町の職員についてもこの2次会のほうで使ったりしている方もおりますが、それがかなりそちらのほうに回っているわけではないので、そういう御意見があるのかなというふうに思いますので、極力協力できるところは職員共々協力をしながら対策を今後も考えていきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ぜひ、直接この飲食の業者の方と集まっていただくか、聞き取

りをしていただいて、現状を把握していただいて、私がここで町長に要望するよりも担当者が直接出向いて、窮状をまず調べていただいて、彼らが実際に何をどういうふうに望んでいるのかというのをつかむことから第一歩が始まると思いますので、ぜひそれを緊急にやってほしいなというふうに思うんです。町長、それだけお約束いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私の感触としては、いろんなこの飲食店の事業者の方からも副町長をはじめ、職員の課長さん方もあっちこっち回られる中でお話は伺っていると思いますが、さらにそういう情報収集をしっかりとやって、何らかの手だてができるものかどうか、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。あと4分しかありませんので、海岸漂着物対策についてお聞きをします。西海岸の下立石から砂坂に至る海岸線、私の妻の実家なんですけど、たまに海に行くんですが、大変な漂着物が堆積しております。あそこはなかなか道がないものですから、拾おうにも拾えないような状況なんですけど、あのままほったらかしにするのも大変かなというふうに思っていて、ぜひ、1回現地調査をしていただいて、何らかの対策を講じてほしいと、何らかというかきれいに清掃してほしいなという要望なんですけど。今年は西海岸の清掃をやるというような事業計画になっていたと思うんですが、その中に含まれているのか、含まれていないのか。含まれていなければ、ぜひ中に入れてほしいなというふうに思っている質問です。どうでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。海岸の漂着ごみに関する御質問でございますけれども、平成28年度から海岸漂着物等地域対策推進事業、補助率は90%ということで、これを活用し、これまで西海岸について年次的に清掃活動を行ってきております。これまでの実績も含めて、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 海岸漂着物等地域対策推進事業のこれまでの実績について、報告いたします。平成28年度が島間地区の海岸を3,900メートル、19.9トン、29年度はちょっと実施がありませんでしたけれども、平成30年度が島間岬と大川海岸、砂坂の海岸など4,000メートル、14.7トン。令和元年度は竹崎海岸と一陳海岸2,200メートル、8.5トン。今年度が立石海岸と野尻、田尻の海岸3,300メートル、7.9トンの清掃を実施しております。

西海岸で未実施の地区が、下西目から門倉岬にかけての海岸と、議員からありま

した下立石から砂坂に至る海岸であります。アクセス道路がなく、搬出することが難しいということで、現在まで実施されていないところですが、経費の面もあるんですけれども、今後、年次計画で実施をしていきたいと考えているところがあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。時間がなくなったので、終わりますが、移住・定住促進事業については、3月議会で再度質問書を出させていただきますので、課長、申し訳ありません。ひとつよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ここで暫時休憩します。

再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

三菱重工業は、11月29日午後4時25分、政府の情報収集衛星、データ中継衛星1号機を載せたH-IIAロケット43号機を打ち上げ、30分後に予定の軌道に乗り、成功をいたしました。成功率は97.67%ということであります。

今年はコロナウイルスが発生し、打ち上げには支障がないよう、関係スタッフには徹底したコロナウイルス対策を実施をしたと、このようにお聞きをいたします。また、本町では今回、コロナウイルス防止の理由で閉鎖をした見学所を9か月ぶりに開放し、島内外から抽選により500名が打ち上げを堪能したと、このように報じられておりました。また、入場前には対策として検温を実施したと、このようであります。打ち上げに従事したスタッフ、関係する皆さんに感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

まず、コロナウイルス対策についてであります。

コロナウイルスの支援策として、島外にて学業に専念している高校生、専門学校生、大学生等に本町の特産品、マスク等の支援はできないかであります。この対象者は主に南種子中学校卒業生が対象になるであろうと、こういうふうに思います。

離島からの進学でありまして、親にとっては突然出てきた新型コロナウイルスで、学費、下宿、アパート代等、出費がさらに多くなり大変だろうと、このように思ったところでもあります。また、生徒には、奨学資金にて学業に専念をしている学生もおります。

本町では、新型コロナウイルス対策の第3弾として、飲食店、地場農産品クーポン券の支給事業が始まっております。また、利用をしているところでございます。行政としては、いろいろな知恵を絞りながら、国の交付税により支給をしており、私ども町民にとりましてはありがたいと思っていますところでもあります。

このように、本町に住んでいる方は恩恵を受けておりますが、島外に出ている学生にも何らかの支援が必要だと、このように思ったところからの質問であります。新聞等におきましては、新型コロナウイルスの影響で、特に大学生においてはアルバイトで学費の足しにしている人も多く、休学、やむなく退学する学生が増えつつあると、このように報道されております。

支援する方法はいろいろあると思いますので、島外に出ている高校生、専門学校生、大学生に支援することについて御提案を申し上げます。町長の答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） それでは、塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

学びの継続が困難となっている島外の学生の支援を行うためには、まずは現状を把握した上で協議・検討する必要があるかと思えます。

現在の状況も踏まえ、教育長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

御提案の学生への支援についてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世帯収入の減少、アルバイト収入の激減・停止など、学生生活にも経済的な影響が顕著になっているところでございます。

全国的な支援につきましては、国の学生支援緊急給付金事業や日本学生支援機構による応援奨学金などの学生支援が行われてきているところでございます。

県内における学生支援は、奄美大島の離島の自治体を中心に、町内の小中学校を卒業し保護者が町内に居住する大学生、短大生、専門学校生に対し、3万円から5万円の支給を交付する事業を実施しております。また、出水市などでは、特産品を学生に送り、支援している自治体もございます。

そのようなことから、本町においても、町長からもありました学びの継続が困難となっている島外の学生支援を行うため、まずは地元の子供が島内・島外から、ど

の程度高校、大学等へ進学したかなどの詳しい調査を含め、現状を把握の上、検討・協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいま、教育長のほうから、県内においてもいろいろな学生支援策をしていると、このことについては私も承知の上でございまして、特に町出身者の学生に支援を送ることについては町民から話も聞くようでありまして、実際に大変だと、そういうふうな声もお聞きするところでもあります。

先ほど述べましたように、支援方法はいろいろとありますので、その手法について、本町ができるようなことを検討して、先ほど答弁をさせていただいたように、早目の検討をしていただき、実施をしていただくようお願いをしておきます。

次に行きたいと思います。

成人式参加者（島外）にPCR検査の補助をすべきではないかについて質問をいたします。

この質問については、私、早い時期に質問をすべきだと思っておりましたが、時期を失して、今回、成人式間近でありますので、緊急の質問ということで御理解を頂きたいと思います。

県内の状況を見てみますと、南日本新聞で県内の状況が情報発信され、新聞の1面にも載っているところでございます。成人式にコロナの影と、こういうふうな見出しで載っております。

先ほど、いろいろと支援のことについてもお話をしましたが、この成人式につきましては、県下でも検討、中止、未定、開催するにしても、どのようにすべきかと、こういうふうな知恵を出し合いながら検討をしている市町村もあるようであります。

また、本町では、来年の1月3日に開催するというので、対策としては、出席者には接触者確認アプリに登録するよう求めていると、このような報道でございます。通告をしてから補正予算書が届きましたので、補正予算書を見てみますと、成人式新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助216万円を計上をしておりました。このPCR検査におきましては、島外の市町村も補助をしているようでございます。この補助が何割補助かというのについては私もまだ調べておりませんが、成人式の参加者にはこのような形のPCR検査の補助をしていると、そういうふうな県内の状況であります。

このことについて御質問をいたしますが、まず、成人式の参加者は何名か、補助する該当者数、補助額は1人当たり幾らか、また島外でPCR検査を実施し、確認の上、来ていただくようにするのか、このことについての答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの質問でありますけれども、大学生、また専門学校生、そして島外に出ている高校生、いろいろおられますので、そしてまた1年生から4年生まで範囲が広がっていて、そのことについては私立高校から、またさらに進学をされた方、いろいろおりますので、先ほどの答弁のとおり、しっかりとちょっと調査をいたしまして、その上で今後協議検討をしてみたいと思います。

成人式の参加者のPCR検査に伴ってございますが、令和3年の成人式については、現在のところ、予定どおり実施する方向で今検討し、考えております。開催に当たりましては、国の示す新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、感染防止の対策を講じることとしております。また、島外から参加をする新成人の方が多くいらっしゃると思いますので、その方々を対象に、成人式新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金として、PCR検査等に係る費用を補助する予算案を今議会に提案をしております。そして、新成人の負担軽減及び本町の感染拡大防止を図ることとしていところでございます。

詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

成人式については、実行委員会と協議を進めながら、予定どおり令和3年1月3日の開催に向けて進めているところでございます。

今回の成人式については、コロナ感染拡大防止の観点から、参加者の3密等を避けるためガイドラインを作成をし、感染防止に努めることとしております。

御質問の新成人の参加者については、昨日時点で62名となっております。補助対象者は、島外に居住をし本町成人式に参加をする新成人に加え、島内居住者の新成人についても2週間以内に島外へ旅行した者や検査を希望する者も対象としておりまして、補助該当者が53名となっているところでございます。

補助額については3万5,000円を上限に全額助成することとしております。

検査の時期については、帰省する前の受診を原則とし、島内への感染拡大を防止することとしております。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 1点だけお聞きしたいんですが、PCR検査を実施の確認をするわけですが、その確認をしてからすぐ来れるのかどうか。やっぱり待機というのは考えなくて、検査をして陰性だったから、じゃあ、来てよろしいですよと、

そういうふうな判断でいくのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 検査で陰性の場合には帰省を頂くということで、特段、待機等のほうの要請はしないこととしております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） なるべくそのような対策をしていただいて、やっぱり一生に一度の成人式でありますので、久しぶりに来る成人者もいるのではないかと、このように思っております。ですから、町民も温かくこの成人者を迎えていきたいと、私はこのように思っておるところでございます。

これについては、これで終わりたいと思います。

次に、農業対策について質問をいたします。

サツマイモ基腐病の本町への影響について質問をいたします。先ほど、町長の行政報告、また同僚議員からの質問がありましたので、質問に対して重複している部分もあるかとは思いますが、簡潔に質問をいたしたいと思います。

基腐病の被害につきましては、御存じのとおり、2018年から確認をされているとのことです。今年度においては、特に大隅、南薩、熊毛で発生しているとの報道であります。

聞くとところによりますと、これに対するプロジェクトチームを設置をし、対策を取っていくとのことであります。先ほどの同僚議員の質問にも答弁がございましたが、原因についてはまだ分かっておりませんが、連作も感染拡大の要因ではないかと、このような話も聞くとところであります。

11月の25日、サツマイモ基腐病の調査が届きました。被害面積に対し国からも補助があるとのことで、緊急な調査であったようであります。この緊急調査の中で、もっと早目に調査票が来ないかと、そういうふうな苦情も聞いたところでもあります。

この件につきましては、西之表市では、被害状況が報告されました。市独自の支援策も検討中ということでもあります。

昨年度の本町でのサツマイモの実績、これは決算委員会への報告でありますけれども、栽培面積は290ヘクタール、8ヘクタール減少、生産量は6,653トンとの報告であります。

基腐病の被害についてお聞きをしますが、でん粉用サツマイモ、安納芋、焼酎用芋の各作付面積、これについて、それぞれ何%の被害面積か、被害額も含めて答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

先ほども同様の御質問がございましたけれども、このサツマイモ基腐病につきましては、県内で平成30年度新たに確認をされた重要病害であり、対応が喫緊の課題であります。

本年度、本町でもサツマイモ基腐病の被害が発生し、実態調査を行っておりますので、詳細について、また被害状況について、担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） サツマイモの基腐病の被害状況であります。サツマイモの基腐病については、土壌伝染性の糸状菌カビで、寄生する植物についてはヒルガオ科で、主にサツマイモの寄生で立ち枯れ、腐敗を起こす病害であります。

まず、本町のサツマイモの栽培状況であります。でん粉用サツマイモの栽培農家戸数は253戸、栽培面積は267ヘクタール、青果用の安納芋の栽培農家は101戸で83ヘクタール、焼酎のサツマイモ栽培農家については13戸で5ヘクタール、町内のサツマイモ栽培面積は全体で355ヘクタール、栽培戸数は367戸であります。

本町のサツマイモ基腐病の被害の発生状況は、植付け後、6月の梅雨前線により集中豪雨による畝の流出・滞水、9月の台風10号による潮風害によるつる割れ病発生地の町内全域で、一部、腐る圃場が発生しているところであります。

用途別の被害状況であります。でん粉用サツマイモ作付面積の49%、132ヘクタール、青果用の安納芋作付面積の63%、52ヘクタール、焼酎用サツマイモでは被害はありませんでした。町全体のサツマイモ作付面積の355ヘクタールのうち52%、184ヘクタールの被害状況であります。

被害額につきましては、今現在、基腐の事業関係の部分、取りまとめをしております。被害を受けた184ヘクタールの昨年からの収量減見込み等を含めまして、4,500万円という試算で今現在調査まとめ中であります。

以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 355ヘクタールのうち52%程度が基腐病の被害と、このような報告でありました。この報告に基づいて、今後の対策について質問いたします。

先月の県民と県議会との意見交換でも質問等ありました。農家については、今後の作付について不安を持っている方も多いのではないかと察します。植付けを縮小するとか作付をやめるとか、このようなことも私の耳にも入るところであります。来年の作付までの対応、作付する圃場の場所等、今までにない対応をしなければならぬと考えます。

先ほど質問をしましたが、熊毛地区ではプロジェクトチームをつくり、対策を取っているとの報告であります。このプロジェクトチームをつくったとしても、早目

の情報を知らせることが大事ではないかと思います。本町では、技連会とかJ A、そういう身近な組織もあります。そういうふうなことも検討しながら、やっぱり町民にも早目に指導をしていく、情報を提供していく、このことが大事だと思いますが、今後の対策、これについて、町としてどのような対策をすればよいかというのもやっぱり町独自の対策も必要ではないかと思っているところでございますが、このことについて早目に検討をすべきだと、このように思います。町長、どう思いますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

本町のサツマイモ栽培は、畑地の24%に作付をされております。土地利用型作物の重要品目であるということも御承知のとおりで、サツマイモの基腐病の今後の対策についてであります。先ほどの同僚議員の中でも申し上げましたけれども、農林水産省、県農業開発総合センター、各関係機関による現地調査、意見交換会が開催をされ、この原因解明や対策について、現在、国、県の研究期間で緊急対策が講じられてきているところであります。

もうしばらく時間もかかるかと思いますが、種子島においては、サツマイモ基腐病の防除対策の確立、そしてサツマイモの生産振興を図ることを目的に、先ほどから課長も申しておるとおり、基腐病種子島プロジェクトチームを令和2年11月10日に立ち上げておりますので、今後、この防除対策の推進と次期作に向けた栽培管理を関係機関一体となり取り組んでまいらなければならないと思っております。

具体的に、町単独での補助の在り方ということについては、これまでの被害状況、そしてまた今後、関係機関とも連携を図りながら、何が一番有効であるのか、そういうこともしっかりと協議・検討をしていくことになろうかと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、早目の対策をしっかりといただいて、やっぱり農家の人たちが安心できるような基幹作物の生産体制、それについて努力をしていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

次に行きます。

ブロッコリーの作付の推進について質問をいたします。

なぜ南種子町においてはブロッコリー作付の推進をしないのかと、以前から思っていましたので、そのことについて質問をいたします。

皆さんも御承知かと思いますが、J Aの情報誌10月号において、ブロッコリーは育苗順調ということで、1面に写真つきで載っておりましたが、これは高収

入品目として栽培面積が足りなくて急増していると、このようなことであります。また、この情報誌を見ても、今期は種子屋久管内で95ヘクタール、出荷量570トンを見込んでいるとの報告であります。

中種子町をずっと回ってみますと、サツマイモ収穫後に植付けを開始し、現在では順調に育っているのが目につくわけであります。しかし、本町では、本格的に作付をしている圃場は見られません。ただ、トンミー市場に出荷する皆さん方がある程度は生産をして出荷をしていると、そういうふうな状況であります。

なぜ作付をできないのかという声も二、三、聞くわけでありまして、このことについて、作付できるよう推進はできないのか、町長の所信をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

本町でのブロッコリー栽培推進についてでございますけれども、サツマイモの後作として、ブロッコリー栽培は農業所得向上で有望な品目であることに間違いはないと思います。

昨年、私も町内のある方からそういうお話を頂きまして、本当にそういう方向で農家の皆さん要望があり、進めていくのであれば、集選果選別施設の問題、いろいろありますけれども、真剣に町としても考えていかなければならんということは申し上げ、話をしているところであります。

ただ、その方からもその後、全然ぱたっと話は来ることがなくなりました。これは、議員も分かっていると思いますが、現在、中種子町中心に作っております。そして、またこの育苗施設であったり集選果選別施設の問題であったり、なかなか同じJA種屋久農協といいましても、西之表、そしてまた中種子は若干作っておりますが、南種子まで含めた、そういうところまで話が至っていかないのだろうなというふうにちょっと感じております。

これまでの経過も踏まえて、詳細については担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 本町でのブロッコリー栽培の取組がなぜできないかという質問であります。対応については、今、町長のほうで答弁したような状況であります。これまでの経過について、私のほうでちょっと説明させていただきます。

種子屋久農協の南種子支所管内のブロッコリーの取組については、5年前より検討してきているということであります。ここについては、関係機関を含めて検討してきたところでありますが、その内容として、今、町長が言われた育苗施設、集選果場での清浄機等の整備、それと雇用の確保関係が課題となって、現在取り組まれているような状況であります。

町の園芸振興会の浦口会長からの話になるんですが、モデル的にブロッコリー栽培に取り組み、若手農家の育成と野菜農家の所得向上を図ろうと再三検討しているような状況であると。だが、今言った施設整備、雇用確保等の状況で取り組めない状況であると。中種子町においては、急激に面積が増えたわけではなくて、10ヘクタールまで行くのに10年ぐらいかかった努力があると。本町でも、農家が栽培したい要望や農家の機運を見て栽培に取り組んでいきたいと伺っているところではありますが、町としても、農協、町の園芸振興会、協議をしながら、農業振興のために進めていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） J A種子屋久農協は一緒であります、本町も、中種子町も、西之表市も、屋久島町も。合併もしておりますから、公平な立場でやっぱり意見を出し合いながら、ぜひとも試験的にでも作付できるような体制をお願いをしておきます。

次に、定住促進について質問をいたします。

定住化促進条例で進めている今までの貸付け、譲渡（土地）について、お伺いをいたします。

本町では、人口減対策の一つとして、定住化促進条例に基づき政策を進めていることについては、皆さんも御存じのことと思います。

平成18年9月15日条例第8号にて、Uターン者、Iターン者へ南種子町が所有する土地を無償で貸し付け、期間が完了した場合、土地を無償譲渡するものであります。土地の貸付けは10年、面積は500平米とのことであります。この条例については、以前、委員会等でも議論をされたところであります。公平な条例であるのかどうか、この件についてもいろいろな議論をされた経緯もありまして、それから14年も過ぎているところであります。

この件について、定住促進ということで、令和元年10月に空き家改修、家財処理費用の補助制度を創設して運用をしていると。空き家の利用促進には力を入れ、定住促進を図ってやっていることについては、いろんな情報の中で周知をしているところであります。

この定住化促進条例がうまく運用されているのか、この件についてお聞きをしたいと思えます。

今までこの条例に基づいた貸付け数、譲渡数、このことにより人口増、何人増えたのかについて、まず実績についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

定住化促進条例につきましては、ただいま議員からおっしゃられましたとおり、平成18年9月に条例制定されておりまして、平成19年8月から平成22年11月までに貸付けを行ってきております。

実績と内容については、担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 定住化促進条例に基づく貸付けにつきましては、これまでに6件の貸付けを行ってきております。そのうち4件が貸付け期間であります10年を終了しまして、無償譲渡の手続も完了しているところであります。こちらは4世帯の11人が現在も居住をしております。

1件につきましては、貸付けの解除を行いまして、住居の売却を行いまして、土地についても住居を購入した方に払下げを行っております。

残りの1件につきましても、貸付け期間が先月の7日で終了した状況でございます。現在、譲渡手続に向けて分筆の登記などを進めているところでありまして、こちらが1世帯の4人が居住をしているというところでございます。

貸付け当時の場所についてでありますけれども、島間保育園の跡地の部分が2件で726.55平方メートル、上中の新栄町が3件で1,398.42平方メートル、譲渡手続中のものが1件で476.24平方メートルとなっております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 貸付け数が6件、譲渡数4件と、あと2件については、解除の手続をしているとの状況であります。

次に、今後、貸し付ける面積、それから場所についてストックがあるのかどうか、この件についてお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 現在につきましては、この定住化促進条例に基づく貸付けは行っていないところでございますけれども、場所については、島間保育園跡地に約1,000平方メートル、上中新栄町のほうにも約1,000平方メートルがあるところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この貸付けの中においては、定住もしていただいて、11名の方が今生活をして居住をしていると、そういうようなことでありますが、この貸し付けたもの、いろんな条件があるわけでありまして。このことについて、第11条貸付けを受けた者は次に係る行為はしてはいけないと、このように3点、箇条書きに書いてあります。

言わば、先ほど課長のほうから答弁がありましたが、問題はなく全て譲渡についても順調に行った結果がこの6件だと、そういうことで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） この6件については、トラブル等の確認もされておきませんので、譲渡が完了するということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 今の答弁と先ほどの貸付けの件数についてであります、思ったより少ないのではないかと感じたところであります。ストック場所についても、2か所ストックがありますけれども、今のところは運用はしていないと、そういうふうなことであります。

運用していないということは、申込みがあるかないかは別にして、今のところ、そういうふうな申込みがないという判断での質問に入りたいと思いますが、この条例が制定をしてから14年たちます。先ほどの答弁で、運用が、今6件が全て終わっていくというふうな中についてはなされていないということでもありますので、近年の状況については、この条例についても見直しが必要ではないかと感じたところであります。

本町の人口も将来においては少なくなると、これについてはシミュレーションでもしておりますけれども、人口減の歯止めとしては、先ほど申しましたように、新たに空き家改修、定住促進をやっているという、そういうようなことでございます。

この条例について、今後土地の貸付けを進めるか、また見直しをする考えはないのか、このことについて、町長の答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

定住化促進条例に基づく貸付け、譲渡につきましては、これまでも町民の方々からも、そしてまた外部からも、いろんな御意見が寄せられてきているというふうに伺っております。今後は、定住等も含め、町の保有する土地を無償で貸し付け、譲渡でなく、払下げを主として考えていかなければならないのかなというふうな考えを持っているところでございます。

また、移住定住促進に関しましては、令和元年10月に移住定住促進事業補助制度を創設をしておりますので、これを軸として運用を図ってまいりたいというふうに考えております。したがって、定住促進条例につきましては、現在行っている譲渡手続が完了次第、条例廃止の手続を取りたいと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 私が先ほど申しましたように、いろんなこの定住促進についての意見がありました。また、議会の中でもこのような問題点が出たわけでありまして、行政のほうでも、今、町長が答弁をしたような方法での運用をしっかりとさせていただきたいと、このようにお願いをして、次の質問に入ります。

地元企業の活用について質問いたします。

この地元企業の活用については、どのような質問事項がいいのかと思いつながら、今まで以上に地元企業を活用すべきではないかと、このような質問にいたしたところであります。

この件については、以前にも地元企業の育成等について議論があったと認識しております。これは、一つの町内の活性化の観点からの質問であります。

公共事業、事務用品、備品購入については、国費、県費、町費に基づいて予算化をされ、発注されております。公共事業については、閲覧等において発注業者等確認をできるわけですが、事務用品や備品購入については、会計規則などのいろんな規則によって、金額等により公表をしないものもあります。

特に事務用品、備品購入については、本町の業者で調達できない場合については、もちろん町外業者に指名することは当然であります。できることであれば町内業者の活用が大事だと、私はこのように思うところでございます。配慮することについていかがお考えか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

町内業者以外の方ということに関しては、以前、カーテンか何かでそういうことが1回あったんだろうというふうに理解をしております。この物品購入などにおける業者指名において、町内業者への配慮がなされているかというような質問でありますけれども、このことについては、従来から、備品や消耗品などの調達については、町内で調達できるものについては町内業者を優先し、指名をしてきているところであります。

今年度、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国から地方創生臨時交付金を活用した事業を展開しておりますが、この臨時交付金は経済支援といった側面も持った交付金でありますので、この交付金を財源とした、そして調達をする全ての物品等において、指名業者を町内に事業所が存在する業者に限定をして指名委員会で決定がなされていると報告を受けております。

今後につきましても、従来どおり、町内で調達できるものについては町内業者を優先して調達をしていきたいと考えているところであります。今後の業者指名の考え方については、指名委員長である副町長より答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 物品購入における町内業者への配慮についてでございますけれども、ただいま町長から答弁がございましたように、これまでも町内で調達できる物品等については、町内業者を優先をして指名をしてきているところでございます。種類によっては、先ほど議員のほうからもございますように、町外の業者を指名せざるを得ない場合もございますけれども、地元業者の育成の観点からも、引き続きそのように努めてまいりたいと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいまの答弁については、新町長、新副町長になりましてから、この質問については多分初めてではなかったと、こういうふうに思っておりますが、やっぱり町長の所信、そういう形でしっかりと地元の業者に配慮していく、そういうような考え方を持ちながら、町内の活性化に大いに貢献をしていただきたいと、こういうふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

次に、廣濱正治君。

〔廣濱正治君登壇〕

○3番（廣濱正治君） 議長の許可を頂き、質問に入らせていただきます。

観光地対策についてであります。

この件につきましては、午前中の濱田議員も質問しておりますから、重複する点もあろうかと思えます。

観光スポットとしてのトイレ等の設置についての進捗状況はどうなっているかということであります。町長は、6月議会において、「適地用地についてございましたら御提案いただければなということ」と答弁をしております。私は幾度となく企画課長にも場所の提案をいたし、見学に行こうと話しましたが、一向に前に進みません。その場所がよいのか、悪いのか。もし悪ければ、他の場所を探さなければなりません。

近くには枕状溶岩、塩焚きの跡、俗称サイの水飲み場、皆さんに写真をお配りしておりますけれども、などがあります。私はいい場所だと思っております。国道沿いにも、いろいろトイレとか見学場所等が設置されております。南種子町にもそういう場所があってもいいのではないかと考えております。

先ほどの濱田議員の答弁で、低地であるとか、ほかにも候補地があるとのことでしたが、どのような規模を想定しての考えなのかも含めて答弁をお願いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 廣濱議員の御質問にお答えをいたします。

午前中の同僚議員の御質問にもお答えをして、重複する部分がありますので、これまでの平成28年の経緯等については省略をさせていただきますが、以前そういうことがあって断念した経緯があるということでございます。

今年に入り、廣濱議員のほうから、設置場所の提案を受けております。企画課長から場所を聞いておりますので、私どもは一緒に現地のほうの確認を行い、検討をいたしているところでございます。

この場所が低地であって駄目だとか、そういうことではなくて、現在、これは消防の詰め所にいろいろな施設についても、海拔の低いところについて御要望も私どももたくさん受けております。そういうことも含めての話でございまして、施設整備をするに当たってはトイレの要望も来てございますから、この提案を受けた場所については、御意見として、海拔の低い場所である、そして南海トラフの津波の関係の御意見も出たところでもあります。また、スペースの問題、バスが入りますから、そういうものも含めて、他の候補地もございますので、総合的に検討しなければいけないのではないかなというような御意見があるということでございます。

ただ、近くには、町民の方から紹介のあった、先ほども言いましたけども、サイの水飲みに見える岩場が近くにあるということ、そしてまた砂坂孫左衛門の道、そして石碑、そして塩焚き跡、枕状溶岩などもあるということで、文化財との、こことの関わりもどのように位置づけていったほうがいいのか、そういうものも含めた検討をしなければならないのではないかとということでございます。

ただ、どの候補地においても、これをしっかりと事業を組み立ててやっていく場合については、私どものような小さな町においては補助事業の活用、これはもう必ず職員にも朝礼でも申し上げておりますけれども、しっかりと検討をして、総合的に検討の中で財源確保をどうするかということが一番の課題になってくるということでございます。

そういうことから、先月9日に開催をされました熊毛支庁との第2回目の熊毛地域行政懇話会において、議員、住民の皆さんからの要望ということで、重要な地域課題として、魅力ある観光地づくりの事業、こういったものが今後補助事業を活用して整備ができないかということは熊毛支庁にも紹介をし、つないでいるところでございます。こちら辺も、今後さらにこういう可能性については探っていかなければならないところでございまして、現在、どの候補地がどうだとか、そういうことを判断しているわけではありませんので、御理解頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 熊毛支庁にも話を通してということでもありますけれども、私が先ほど言いました規模等についての、通告はしておりませんが、どういうのを。私の最初の質問は、トイレの設置でありました。ですから、それに付随するものも考えての計画なのか、そこ辺をちょっと、計画があるのであれば教えてほしいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 具体的な整備の規模等については、現在、全く白紙の状態であります。ただ、御要望としては、トイレを設置をしてほしいという、そういう御要望を伺っておりますので、トイレを設置をするということは、国道沿いにもありますけれども、やはり車の駐車スペースであったり最低限の、また観光バスが来るのであれば、そういったものをどこまで広げるかという検討はしていかなければなりませんので、そこをスペース的にどこまで広げるかという、そういうものを現在行っているわけではありません。御理解頂いて、今後、そういうものも、トイレを設置し、そしてまた屋久島を望める、そういう展望の場所にするということであれば、どういう展望のスペースを取ってどこまでの施設規模にするかということは、今後検討していかなければならないことだというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 西之表市の国道沿いにもトイレがありますよね。あそこも、そういうスペースがあるわけでもありません。ですから、私どもが考えているのは、スペースはそうまでなくても、大型が1台止まるぐらいで結構かなと思う次第であります。ですから、前向きにまずはそれを計画するのがいいのかなということで話を進めてもらいたいということで、こういう質問をいたしております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員のお考えについてはただいまお聞きしましたので、今後、参考にさせていただきたいと思います。私どももこれを全然、後ろ向きで検討していないわけではなくて、やはり西海岸のほうに以前からこういう要望があるということで、今ようやく熊毛支庁にもつなぎ、そして今後これが事業化できないかどうか、そして県の補助等もこれに引っ張ってこれないかどうか、そういうことを今始めたばかりでございますので、そこは前向きに取り組もうということで、今、いろんなところを見ながら検討しておりますから、御理解を頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 分かりました。ぜひとも前向きに検討して、このトイレができますようお願いをいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

避難場所の停電時における電源確保について伺います。

先般の台風時において、痛ましい事故がありました。一酸化炭素中毒、こういうことでありました。

そこで、事故を未然に防ぐ意味からも、各避難場所に、公民館等において、建屋外に電源の確保をすべきでないかと考えます。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えいたします。

この発電機の使用につきましては、避難所開設に当たり、今回の案件も踏まえて、避難所配置職員に対しまして発電機の取扱いについては研修を行うなど、徹底をしてきているところでございます。

しかしながら、設置場所を含め、避難所の配置場所については、各避難所での対応となってきたところであります。現在、避難所である各地区公民館において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、トイレの改修等の施設改修に併せ、地方創生臨時交付金事業を活用いたしまして、屋外へのケーブル配線ラインの対策を講じているところでございます。

発電機の雨よけ対策については、こういう配線ラインについても対応してきておりますから、そことの関係で、各地区公民館等と連携をし対応していくこととしておりますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） ぜひとも早急に対応をお願いいたしたいと思います。

次に移ります。

今日現在、町道上中大川線ののり面の伐採が行われておりません。いつするのか、伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 廣濱議員の御質問にお答えをいたします。

町内、多くの御要望を頂いておりますが、この気候の条件などから、特に今よりも夏場においてはアスファルトを剥がすような勢いで繁殖をする草木の伐採、いろいろございまして、その対応を急いで行っているところでございます。

この各路線の種別ごとに機能を発揮して安全性の確保を図っていくために、交通量等勘案をした計画的な伐採等の管理を実施をしてきているところでございまして、また農道も含めた道路ふれあい愛護活動や、農道における受益者の伐採取組、まちづくり公社の作業実施の推進などを図りながら、極力、連絡調整を図りながら、具体的な管理に努めてきているところでございます。

今後の具体的な時期、そしてまたこれまでの状況については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御指摘の町道上中大川線でございますが、例年、年間2回を基本とし、作業計画を行っております。今年度も5月中旬に1回目の作業を行い、2回目を12月中に実施完了の計画としておりました。高木については、手の届く範囲では伐採していきませんが、高所作業車が必要な箇所等は、まちづくり公社と調整を十分取りながら対応を図って実施してまいります。

バス路線や通学路、農作物の収穫時期等を勘案しての作業を図ることとしております。しかしながら、台風通過後の維持管理等、突発的な対応もあり、計画どおりにならないところもありますが、通常の道路等、施設パトロールにおいても確認を行いながら、町政連絡員である各自治公民館長さん方の情報提供も頂き、作業等、計画的に実施しているところであります。

今後も、まちづくり公社との連携を十分行いながら、適切な維持管理に安全性を確保ができるよう努めていくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、いつできるのか、いつというのは分かりますか。

○建設課長（向江武司君） 12月中に実施完了ということで、今の計画であります、12月の11日から約5日間の計画を立てております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 先般、産業厚生委員会の台風被害調査の折とか前之浜現地調査の折、参加議員全員で上中大川線を通ってみました。そのときも、やっぱりこのままではいけないということでもあります。年2回ということですが、観光の面から、また休日になるとジョギング等をしている人もたくさん見かけます。大変危険であります。年2回と言わず、やっぱり3回とか。基本道路です、上中大川線は。町道の1級道路だと思いますが。やっぱり対策が必要かと思います。払う時期によるのかもしれませんが、盆・正月と言います。正月もきれいな姿で迎えたいと思います。だから、いつするのか、冷や冷やでたまりません。ですから、やっぱり早目早目の対応をしていかないと、草木も大きくなれば伐採がしにくくなります。ですから、対応を早くしてほしいということです。

答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員それぞれ、地元においても思いがあるでしょうから、思わ

れている時期にしっかりとそれが対応できれば一番よろしいんでしょうけれども、今後、なるべくそういうふうなことで努力はさせていただきたいと思います。

しかしながら、まちづくり公社においても、できる部分を計画的にずっと回してやっております。そして、本町においては、県がやるべき国道、県道については権限委譲をしていただいて、その委譲金を基に、そして外注をする部分と自分たちで伐採、そして草払いをする部分はすみ分けをしながら、それをずっとうまく具合に回しているというのもまた御理解を頂きたいと思います。

同じ種子島内で、観光道路ですから、本当に美しい、そういう道路整備をしてお迎えできれば一番よろしいんでしょうけれども、実態としては、西之表市、中種子町は県が道路整備を行っておりますので、国道においても皆さん御承知のとおりだと思います。これも、熊毛支庁に、島内全域きれいな姿で観光客をお出迎えできるような、そういう取組はやはり他町にも持ちかけてほしいというのも私どもも申し上げておまして、議員からありました御要望については、極力そういうふうに取り組むように努力してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 次の質問に移ります。

新型コロナウイルス対策についてであります。

大勢の人が出入りする商店等に検温器を貸与すべきではないかということです。先日、トンミー市場にて、大勢の観光客がバスから下りてきました。そして、ただ手の消毒だけして、中に入っていました。これでは、今、屋久島町でも7人の感染者が出たと聞いておりますが、我が南種子町にもいつ入ってくるか分かりません。未然に防ぐためにも、検温等についてもちゃんとやっていかなければならないかと思っています。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えいたします。

国が示しております方針等がありますので、担当課長より答弁させますが、町の施設等においては、今後も現状把握をした上で検討はしていくこととしていきたいと思っています。

詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 国が示しております商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針がありますけれども、その中では、来客への注意喚起としまして、マスクの着用、入場制限、適切な距離の確保、適切な換気、パーティションの設置、電子決済の利用推奨などが挙げられているところであります。

商店街での検温を実施するということについては、方針には含まれていないところではありますが、町が検温器を貸与して検温させるということについては、現段階では難しいところもあると判断をしているところでもあります。各店舗等において判断していただいて、準備をしていただくことが必要かなというふうに思っているところでもあります。

町の施設でありますトンミー市場につきましては、先ほど町長からもありましたとおり、現状把握しまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 現状では店舗等に貸し出すことはできないということでありまして、この前お店でお聞きしましたところ、いつ感染者が入ってくるかわからないということでありまして、やっぱり自分たちではなかなかそろえられないとか、そういう話も聞きました。できるだけ未然に防ぐため、熱のある方については入店を御遠慮いただくとか、そういう対策が取られれば、その店自体の維持ができるのかなと思ったり、考えます。

こういう対策が必要かなと思いますが、いかがですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この各商店街事業者の取組につきましては、午前中の同僚議員の中でも少しお答えしましたが、いろんなコロナの感染対策について事業者が取り組む、そういうものについても補助制度があったところでもあります。なかなかそういったものを活用して、そういう設置がされていないところもかなりあるんだろうというふうに思います。

そういうことで、そういう事業をやっぱり活用することについて、しっかり周知をやるべきじゃないかということはそれぞれの担当課長にも申し上げてきておりますけれども、そういうものを活用していない中で、また町のほうを全てをそういうふうなことで単独で助成をするというのは、私はちょっとまた違う話かなというふうに思っております。

今後、重要なことでありますので、先ほどの御質問の中でもあったとおり、飲食店の方、事業者がかなりおりますから、担当課のほうで現在のそれぞれの状況等についても調査・把握をさせていただいて、その中でどういう対策が必要になるか、協議・検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 分かりました。次に移ります。

様々なコロナ対策が取られておりますけれども、その中でも一般農業者等、対策に漏れた方々についての対応はどのようになされているのか、伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

これまで新型コロナウイルスの対策につきましては、国の臨時交付金を活用し、様々な対策を講じてきております。農業関係につきましては、そこに行き渡るように、お肉・お魚券を発行し、水産業の消費拡大、こういったものを図ってきたところであります。

その中で、いろんな方からお話を聞いてみますと、その他の農家の支援もしてほしいとの町民からの声もありまして、部内で協議をし、12月1日から利用できる飲食店と地場農産品のクーポン券の支給事業を実施をし、これも農家への支援につながるような対策として実施をしたところでございます。

議員がおっしゃられるように、一般農業者、漏れた方々ということですが、けれども、どういう方々がおられるのか、またそこも具体的に私どもにも情報提供頂ければありがたいと思います。

そういった中で、今のこの対策以外に何ができるのかは、今後検討したいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 町民にコロナ対策で漏れないように、努力をしていただきたいと思えます。

そして、質問の通告をしておりませんが、コロナ対策でお魚券、お肉券が配布をされました。最近、地場産の品物でなくても買えとか、そういうふうに伺っております。これは事実ですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 私どものところには、そういった話は来ていないところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） なぜそう言うかという、ある人が買物に行って、地場のお魚を買いました。そしたら、ワカメとかそういうのも一緒にその券で払えたということとあります。それとかお肉についてもです。お肉も、売られているのが宮崎県産だったりしております。地場産ではありません。こういう点についてはいかがですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） もしそういう事実があるのであれば、またそこは店舗に指導していきたいと思えます。

お肉については、国産のお肉であれば利用可能というふうにしておりますので、御理解を頂きたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 分かりました。シールを貼っておりますよね。その品物にシールを貼ってありましたよね、これは。だけど、シールが貼っていないものでも、こういう事実があります。それは個別には申しませんけれども。そういうのもあったということを御承知置きください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） そういう事実があったということですから、ちょっとそこら辺も話はお聞かせをしていただきたいと思います。両方からのいろんな御意見がありますので、私ども、そこら辺の状況について十分把握をしてまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 臨機応変に対応するということだろうと思いますけれども、最初の配布されたときの状況と大分変わってきているなという考えで私はおりますけれども、一貫して筋を通すのが普通なのかなと思ったりもしております。

時間も早いようですけれども、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） これで、廣濱正治君の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時20分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、名越多喜子さん。

[名越多喜子君登壇]

○5番（名越多喜子さん） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

コロナ感染者数が増加し、医療機関も大変な状況になっているようですが、インフルエンザとコロナ感染について、日常的に注意をし、3密を避け、マスク、うがい、手洗い、消毒等を実行することが感染しない唯一の方法であると、医療関係者も発信しております。

住民の間でもとても心配しており、行政に対しても可能な限りの対応をお願いしたいと思います。

では、1番目の質問として、農薬の使用残の処理についてですが、農業をやめて使用しなくなった残農薬をどのように処分していいか、分からないという住民からの問い合わせがあります。農薬等は産業廃棄物として専門業者が処理に当たるとされているようですが、種子島には専門に処理できる業者はいないようです。では、

残農薬等はどのようにしたらよいかということですが、行政として、今までにこの件についてどのようなことをしてきたか、町長に伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

農薬肥料につきましては、農業の生産性向上のため重要な役割を果たす資材でございます。

質問の使用しない残農薬の処分についてでございますが、農薬の場合、農薬取締法に基づき鹿児島県が定めた適正な農薬使用の指導指針により、不要になった農薬、変質して使えなくなった農薬、使用期限の切れた農薬はみだりに廃棄せず専門の処理業者に処分を依頼することになっております。

詳細については担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 使用しない残農薬の処分についてであります。平成11年度以降、環境保全に対する取組が巻き起こされ、使用期限切れの農薬等の処理については適切に処理する必要があります。

残農薬の処理方法は、専門処理業者に依頼し、処理するほかはありません。残農薬は、産業廃棄物処理の中でも特別管理産業廃棄物に分類され、種子島内で積みかえ、保管を含め、県の許可を受けている処理業者は、株式会社東宏、本社、中種子町、株式会社フューチャー・キッズ、本社、鹿児島市、支社、中種子町の2社があります。県内では、鹿児島市の株式会社太陽化学が処理まで行っている会社であります。残農薬の処理については、島内の2社は処理する前に農薬名を連絡し、処理できるか判断が必要ということであります。

株式会社太陽化学、鹿児島市にあるんですが、これは鹿児島市より回収に伺うことになるため、処理量の把握や回収場所など、事前な対策と経費面では処理料金と別に収集運搬費がかかるような状況であります。

処理料金については、平成24年度種子島に提示された料金になります。農薬の種類で処理料金は異なります。粉剤、乳剤、粒剤、中和剤で1リットル1キロ当たり、箱、容器込みで200円から700円、その他、導材、土壌処理剤については1,250円から2万2,000円であります。残農薬の処理については、専門処理業者で適正に行うよう、農家への指導、周知徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今伺ったんですけど、ものすごく厳しい法律で、それでまた一人一人が、それぞれ届け出をして、申し出をしてということがなかなか農家で

はできないと思うんですね。それで、やっぱりせめて農協が販売した分については、残った分を年に1回か2回かということで、農協で回収をして、まとめて、もちろん支払いのほうは自己負担でということですが、そういう方向に持っていく方法もあるのではないかなというのを思っています。

実は、これもJA種子屋久農協という農協ですので、やっぱり1市2町が一緒になって農協に働きかけて、残農薬とかそういうものは年に一、二回は集めて、それでそちらのほうでまとめてその会社のほうにする方法もあるのではないかなと思って、行政のほうからの働きかけはできないのかなと思っての質問をさせていただきました。これについてどう思われますか、町長お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 残農薬の処理については産業廃棄物に当たるので、使用した農家が適正に処理を行うことが望ましいというのは、これは法律であることですからそれはそれとして、そういうふうを考えております。

しかし、ただいまありましたように、JAとそういう取組ができるかどうかについては、私どもだけでまたそういうふうなことにもなかなかまいらんでしょうから、可能なかどうか、それはまた1市2町で、まずは担当課長レベルでのそういう話ができるのではないかと思いますので、そこら辺については、今後情報交換もしながら、どのような形で本当に取り組めるのかについては、ちょっと調査、研究はしてみたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ぜひ、やっぱりもう農業をしなくなったりとか、それから残農薬というのは、なかなかやっぱり個人では難しいところもあって、私も何でこの質問をさせていただいたかというのを、やっぱりちょっとだけでも自分たちでもそれはしていかないとだめなんだよということを、残農薬を持っている方にも知ってもらいたかったから質問をしたんですけど、ぜひ行政のほうでも、やっぱり前向きにこれ考えていかないと、話を聞きましたら、おやじの代からあってとかいろいろそういうことを聞きますので、それを持っていくというのも、会社がどこにあるかも分からないというのも現状だと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にリサイクル、電化製品についてですが、テレビ、それから洗濯機等衣類乾燥機も一緒になって洗濯機類、それから冷蔵庫、冷凍庫、これも一緒になっています。クーラーの4品目になっていますが、これらの電気製品はリサイクル料金が令和2年4月1日改定されているようです。どのような仕組みになっているか、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。町長、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

通称、家電リサイクル法と呼ばれている法律のことであろうかと思います。概要も含めて、ただいまのそういう詳細の部分については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 通称、家電リサイクル法、正式には特定家庭用機器再商品化法といいますけれども、平成13年4月から施行されているところであります。一般家庭から排出された家電製品、先ほど議員からもありましたが、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機から優良な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量化するとともに、資源の有効利用を推進することを目的とした法律となっているところであります。

リサイクル料金については、処分を依頼するときに支払うことになるわけですが、リサイクル料金については、メーカーであるとかその規格によって異なるようでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 電化製品のリサイクルについてですが、現在、大分変わっているようで、どこに持っていてもいいということじゃなくって、販売店が異なる場合は引き取りを断る場合もあると、それからまたほとんど量販店で買うということになったら西之表市になるんですけども、持ってきたら受け取るというような話し方もあるようです。

それで、高齢者になって、車にも乗れなくなってからというのであれば、なかなかそこまで持っていくということもできないですし、いろいろな条件をつけるという話は聞いておりますので、これも大変なことだよなと思って。

もし、西之表市まで持っていけないということになれば、結果的には家の周り、近隣での不法投棄などにつながっていく恐れもあるのではないかなと思います。

特に、高齢者の方は大変だと思います。このような状況が、今後増加するのではないかと思います。行政としてこれについてどのような考えをお持ちですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

販売店が異なっている場合、回収できないことがあるとか、いろいろあるようでございますから、そこら辺の実態と考え方について、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 南種子町内の業者に確認したところ、1つの事業所については、訪問回収も行っているということでした。ただし、もう一つの事業所については、以前対応はしていたんですが、仮置き場がないため、店舗周辺に仮置きをしていたところ、勝手に住民の皆さんが置いていかれるということがあったために、現在については、商品を買っていただいたときに引き取るということだけやっているということで聞いております。

また、西之表市にある量販店にも確認したところですが、持ち込みも可能ですが、訪問回収も行っているということでもあります。ただし、回収料金といいますが、約3,000円程度かかるということで聞いております。

行政としてどのように考えるかということですが、行政の責務として、法律の中にも書かれておりますけれども、適正な処分がなされるように、またこのことが不法投棄につながらないように住民の皆さんへ十分周知を図っていきたいと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 回収しておりますということで伺ったんですけども、いろいろ話を聞いてみたらなかなかいい返事がもらえなくてというのも現状みたいですので、それはそれとして、行政に対してそういう回答があったのであれば、そういうふうな対処を今後はしてくれるかなとは思っているところなんですけれども、そういうところを踏まえて、行政として、例えば、中間回収という形で回収業務は考えられないかということで、例えば、年に1回か2回程度、リサイクル4品目の電化製品を回収し、まとめてリサイクル業者に運び、処分依頼する、もちろん回収料金、運搬料金とリサイクル料金はその都度、回収することで、行政が丸抱えということではなくなると思いますので、こういう考え方については前向きに考えることはできないか、町長にお伺いしたいんですけれども。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

まずは行政の責務としては、先ほど課長も申し上げましたが、法律の中に書かれておりますので、この法律に基づいた対応というのが行政の基本であるのではないかというふうに思います。

適正な処分がなされるように、また不法投棄につながるように、こういう周知徹底を図りながら、そしてまた町内にもそういう引き取り可能な業者がいるということですから、そこについてはちょっと厳しい面もあるかなというふうなことでございまして、これについては御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今、課長からその業者さんに問い合わせたら、ちゃんと引き取りをしますということだったんですけども、その名前というのを教えていただけないですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 業者名をここで公表するのがいいのかどうかよく分かりませんが、回収はできるということですが、きょうあすということになると、対応しかねるということはありません。ですから、ある程度の期間は必要になってくるかと思いますが、町内の業者でも十分対応していただけるということは確認しましたので、そこら辺については御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 年末ですから、そういうのはやっぱり必要になってくると思うんですけども、その課長の答弁の仕方であれば、いまいまいということではないから、それなりにというような取り方でしか受け取れないところもあるんですけども、本当言えばちゃんとして、どこどこが引き取りますということまでをやっぱり行政としてしてもらえれば助かる場所が大いにあると思いますので、そこを検討していただけないですか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） すみません、また後で対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） はい、分かりました。3番目に、観光物産館トンミー市場の道の駅構想についてです。

まず、観光物産館トンミー市場の道の駅構想について、前もいろいろ考えるところがあると話されておりましたが、今の状況でどのようなところですか、町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えいたします。

トンミー市場の道の駅構想につきましては、道の駅登録案内要綱による登録の要件において、整備すべき要件がいくつかあるということでございまして、そういうことを考えていかなければいけないということで申し上げたところであります。その要件について整備費用を算出をいたしているところでございます。

詳細については担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） トンミー市場においての道の駅登録への要件といたしまし

ては、まず要件を満たしている部分については、24時間利用可能な駐車場があることや24時間利用可能なトイレがあること、あと案内人の配置や駐車台数がおおむね20台以上あることなどがございます。また、要件を満たしていない部分についてでありますけれども、こちらについては、24時間利用可能なベビーコーナーや24時間利用可能な電話、あと障害者、妊婦向けの屋根つき優先駐車スペース、あと洋式便座がおおむね10基以上、あと駐車場とトイレ館を結ぶ歩行経路のバリアフリー化、子供用トイレ、キッズスペースの設置などがございます。

このほかにも案内コーナーの不足であったり、情報提供内容の追加、またトニミ市場での売り場の休憩室や売り場の拡充などの課題があるところでございまして、これらの整備について、登録申請においては整備計画書の提出も求められるようでありますので、店舗の増設やトイレの整備、それに伴う浄化槽の整備等、これについては試算をしたところ、4,700万円ほど必要になると。

そのほか、屋根つき駐車場であったり、バリアフリー化などを含めると5,000万円を超える整備費用が必要になるというふうに試算をしたところでございます。

申請のための計画策定の委託料については200万円から500万円程度で済むようありますけれども、要件を満たすための整備費用がかかってくるということでありますので、ここら辺について補助事業などによる財源確保、また実施年度等について検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） それだけのいろいろな項目があつて、その要件を満たすには4,000万円以上かかるということが出てきたのは、何年がかりかでここまでやっときたところなんですけれども、そこまで言われたら、今すぐに道の駅をとすることは、もう言えるような状況じゃないということが、本当に私は今質問をしてよかったっていうのは、そのことが分かっただけでも、今すぐじゃできないというのが本当に分かりましたので、ただ私たちが今まで質問をしたのは、トイレもあつたり電話も設置すればいい、それからちょこちょこすればそんなにお金がかからないのかなっていうような、本当にそういうやり取りをしてきたものだから、じゃあやろうよ、じゃあ頑張ろうよという話だったんですけども、そこまで細かくしないと登録できないということが分かったということは、今からもう一回、ちゃんと考えてやるべきことだろうなということで、ことしも客が去年の11月末よりは800名以上、今度また金額的にも500万円増となっているそうですので、ぜひ皆さんで協力して、一生懸命頑張って、その4,000万円を稼ぎだして、できるだけ早く、その道の駅というのを、やっぱり全国版の道の駅として載せてもらったら大分宣伝にもなりますので、そういう方向にしていくなかしようがないというのが答えをも

らった、現状の私の感想ですけども、正確なところの答えをいただきましたので、そこでまたそういうことも踏まえて、みんなで道の駅にするためには頑張ってトンミー市を盛り上げていかないとということの発信もできると思いますので、私はもう後の質問はするにしても、もう見通しも何もありませんので、現状を知って、そういうことがあるんだよということを分かっただけでも、私は本当によかったと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 最後に、御質問にお答えをしたいと思います、この道の駅構想については、令和2年度の決算特別委員会の意見書においても出されております。そしてまた、説明がありましたように、この要件整備が必要な部分がかなりあるということは、今まで本当に簡単な概算でのそういうあれでずっとやってきたんだろうと思いますけれども、こういうことがしっかり分かってまいりましたので、可能な部分、整備をすれば可能であるわけですから、その部分が財源をどのように確保をして、そして私、朝礼でも申し上げましたけれども、これからはやっぱり小さな町でもいろんなことをなし得ていくためには、この財源をどういうものをどういうものにかけてこう引っ張ってくるかということが、一番重要なことだと思いますので、そこをみんなで知恵を絞りながら、今後の長期振興計画の実施計画と合わせて、活用可能な、そういう財源確保を検討してまいりたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（名越多喜子さん） 町長の言うとおりの、やっぱりみんなで心を一つにして、前向きにできるだけ頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、名越多喜子さんの質問を終わります。

日程第8 議案第48号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第48号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第48号について御説明いたします。

議案第48号は、南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例を御覧ください。今回の改正は、行政不服審査法の改正等に伴う不服申立ての構造の見直しなどについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお

開きください。

第1条は、この条例の目的を明らかにするため、規定の整備を行うものであります。

次に、第2条は、情報を公文書に改め、公文書の範囲について規定を整備するものであります。

2ページをお開きください。第3条は、実施機関の責務を定めるもので、個人に関する情報への配慮について追加するものであります。

次に、第4条は、公文書の開示を受けたものの責務について規定を整備するものであります。

次に、第5条は、公文書の開示を請求することができるものの範囲について定めるものであります。

次に、第6条は、公文書の開示請求の具体的な手続について定めるものであります。

3ページをお開きください。第7条は、公文書の開示請求に対して、公文書を非開示情報が記録されている場合を除き、公文書の開示をしなければならない義務について定めるものであります。

4ページをお開きください。第8条は、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該区分を除いて開示しなければならないことについて定めるものであります。

5ページを御覧ください。第9条は、公文書の開示決定等及びその旨の通知について定めるものであります。

次に、第10条は、公文書の開示決定等の期限及びその旨の通知について定めるものであります。

7ページをお開きください。第11条は、開示請求に係る公文書に町及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定めるものであります。

8ページをお開きください。第12条は、公文書の開示の決定をした場合の公文書の開示の方法、及び手続について定めるものです。

次に、第13条は、法令または他の条例の規定により閲覧等の対象となる公文書について、公文書の開示をしないことを定めるものであります。

次に、第14条は、公文書の開示に係る費用負担について定めるものであります。

9ページをお開きください。第14条の2は、条例に基づいて行った開示決定等、または開示請求に係る、不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第

1 項の規定本文の審査員に関する規定は適用しないことを定めるものであります。

10ページを御覧ください。第15条は、条例に基づく処分等について審査請求があった場合、公正、かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する採決をすべき実施期間に対し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することを定めるものであります。

次に、第16条から11ページの第20条までは情報公開審査会の設置、組織、運営等について定めるものであります。

13ページをお開きください。第21条は、情報公開条例の根幹をなす公文書について、その適正かつ円滑な運用を確保するため、適正管理を実施期間の責務として定めるものであります。

次に、第22条は、この条例の実施状況について公表することを定めるものであります。

次に、第23条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報公表施策及び情報提供施策の拡充について定めるものであります。

次に、第24条は、出資等を受けた団体についても、出資等の公共性に鑑み、情報の公開を推進すべきであることから、出資団体等の情報の公開に関して定めるものであります。

次に、第25条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則に定めることとしております。

次に、第26条は、情報公開審査委員の守秘義務批判に対する罰則を定めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君）　総務課長、素朴なお尋ねをまずします。条例の1ページ、別表ではなくて提案書そのものです。第1条の文書中、6行目、第2条第1項中、この実施期間を鍵括弧でくくってありますが、同じく、鍵括弧が2つあって直すものかしようとしているのかな。

新旧対照表の比較の部分については、減の分は鍵括弧はないのではないですか。

あと情報審査会の組織自体は外部組織なのか行政内部の組織となっているのかですね。委員はどのような方を任命をされているのかですね。実際の現状の活動の内容についてお示しください。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 最初に、その実施期間については、鍵括弧を入れるということで御理解いただきたいと思います。新旧対照表に鍵括弧が入っておりますので、改正前が鍵括弧はありませんので、改正後が入っているというふうで、鍵括弧をつけるというふうで理解していただきたいと思います。

それから、審査委員会の委員でございますが、外部にあります。町村会にありますが市町村行政推進協議会が取りまとめて委員は各市町村で行うということで、対象の5名については、現在のところ、弁護士、住民代表が2名でありまして、商工団体代表、学識経験者という5名で現在、委嘱されているようです。

会議が開かれたということは、南種子町ではありません。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第9 議案第49号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第49号南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 議案第49号について御説明申し上げます。

議案第49号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、引用する条例の整理をするため改正するものでございます。新旧対照表をお願いいたします。

第6条「南種子町公営住宅管理条例（昭和38年南種子町条例第5号）」を「南種

子町営住宅条例（平成9年南種子町条例第3号）」に改めるものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　異議なしと認めます。したがって、議案第49号南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第10　議案第50号　南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君）　日程第10、議案第50号南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君）　議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号は、南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、河内温泉センターの運営が赤字となっているところですが、開業当初から使用料の見直しを行ってこなかったところであります。今回、燃料の高騰や消費税率の引上げ等に伴い、河内温泉センターの使用料の見直しを行うものであります。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。入浴料については、1回券、1日券をそれぞれ50円値上げし、回数券についてはそれぞれ500円値上げいたします。ただし、回数券については、これまでの12回分を13回分に改正しております。団体券の割引率及び家族湯の入浴料は据え置きとしております。

次のページをお願いいたします。

温泉プールの使用料についても、それぞれ50円引き上げといたします。回数券については、それぞれ500円の値上げとなりますが、入浴料の回数券と同じように、12回分から13回分に改正いたします。次に、共通使用料券についても、それぞれ50円引き上げるものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君）　保健福祉課長、現在の経営状態が非常に良好な状態にはなかなか回復が至っていないのは我々も心が痛むし、理解をしているところでございますが、課長が説明をされたように、燃油高騰等あって、さらにはまた赤字が続いていることでの経営の見直し、立て直しを図ることが提案の理由と理解をいたしました。この改正の額ですね、50円とか500円とか一律の額ですよ。アップ分のパーセントでいくと、例えば100円が150円になるところは50%アップですよ。300円を350円にするところは11.66%ぐらいですか、率でいくと非常に差があるんですが、この根拠は単なる50円、500円とたやすい数字にして提案しているという根拠を示してください。

○議長（広浜喜一郎君）　保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君）　今、議員言われました、率による改正というのも考え方としてはあろうかと思えますけれども、今回、それぞれ50円のアップということで提案をしているところであります。

基礎といいますか、そこについては、実際は赤字を解消するためには700円であるとか800円であるとかそういう金額にしないと解消できないわけですが、急激にそういうことにもなりますので、50円の提案ということでしているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君）　8番、小園實重君。

○8番（小園實重君）　町長としての考え方をお聞きしたいです。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　お答えをいたします。

このことについては、今非常にコロナにおいて簡単にまた立て直せるような状況でもないというのは承知をしております。しかしながら、これまでいろんな御意見もあり、どこかでしっかりと改定も行い、やらないといけないのもまた事実でありまして、部内において4月からやはり改定をし、そしてまた、今後のその他の

取組についても今、検討をしていかなければならないということで、併せていろいろ協議をしているところであります。

この率によつての改定やいろいろそれは考え方があると思いますけれども、自販機のほうの問題もあつたり、また新しい硬貨になるとか、いろんな情報も入っておりまして、そこら辺も事務員の方が値上げがあつた後についてもスムーズにそういうものに対応ができるほうがいいのではないかということで、今回は50円を、全て50円アップということにさせていただいたところであります。

ただ、回数券の部分については、まとめて御購入いただきますので、併せて500円の増になりますけれども、その回数券を1枚増やして、またちょっとお得感を出してやったらどうかという御意見もありましたので、そこら辺で提案をさせていただいたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 私が求めたい回答にはほど遠い。率によつてということも選択肢ではあるだろうという答弁は聞きましたが、なぜ50円、500円、こう端のよい金額で率が違う提案の仕方をしているのかということです。その辺の説明はなかったんではないですか、ありましたか。私は理解できませんけど。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） なぜその率じゃなくて、それでやったのかということ、という御質問だろうと思いますけれども、先ほども言いましたように、今回は率ではなくて、50円ということでしたところであります。ただ、その差額といいますか、部分については1回券であれば子供と大人の差額は200円と、今回50円ずつ上げて差額が200円ということですので、そこら辺も御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 私、2期目に入りまして6年間、決算特別委員会の委員長としての担当所管の中で話しましたこともあります。やつとかという思いであります。この50円アップで今もめておりますけれども、私は50円なりとも100円を上げてもいいんじゃないかと。これ入泉している人たちからも意見として十分聞く内容なんですよ。やっぱり河内温泉については大赤字をしていると、だから町民からももうちょっと取つていいんじゃないかというふうな意見も多々あるんですよ。

それから、この条例の中には、町外の方々の料金がまず審議されなかったのか、そこも含めて、50円ぐらい上げたぐらいで赤字は解消できないというのは十分分かります。かなりの燃料代なんかもかかっているわけですから、運営も、中のマットなんかもぼろぼろになっているという情報も聞いております。そういう施設、設備

を改修する中でも、やっぱりもうちょっと上げてよかったんじゃないかなという、私は気持ちであります。町長、答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

気持ちとしてはそういう意見もあるということも伺っておりますし、しかしながら、協議をする中においては、一気にそれだけの増額というのはなかなかいろんな御意見がまた出てくるんだろうということで、今回は50円のアップということで、一応提案をさせていただいたところであります。

それと合わせて、先ほども申し上げましたが、これで全て赤字の解消というのは当然、それはできるものではありません。しかしながら、何かと手を打たないといけないというのも事実であって、いくらかの財源確保をここでやり、そしてまた、この燃料対策というのは、将来に向けて、やはり私どもも今は化石燃料とそして木質チップも使っておりますけれども、なかなかこの価格も思ったように全国的なその木質チップの料金体系にもなっていないのが事実でありますから、ここの部分はここの部分で燃料対策もしっかりと今後、どういう形でここが変えていけるのか、そういう協議も今しておりますので、併せてこういうもので立て直しといいますか、そういう解消はしていかなければならないと、そういうふうなことで協議をしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今回のこの条例について、町内向けの条例改正だというふうに認識しているわけですがけれども、町外の入泉客というか、それもかなり多いというふうに伺っております。

今、西之表市に民間企業であるんですけれども、結構高い入泉料だということで、南種子町に入泉にいくと、ドライブも兼ねてということもあるんでしょうけれども、やっぱりそういう町外、中種子町、西之表市の町外の人たちのこの料金改定というのは、検討しなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 利用者ごとということでもありますけれども、令和元年度の利用状況を言いますと、町内の方が約55.6%、中種子町の方が18.9%、西之表市の方が11.4%、島外の方が14%ということになっているところであります。

それぞれ町内と町外との区別ということでもありますけれども、これまでの料金表といいますか、この条例が区別をしていなかったということもありまして、今回についてはその区別を行わずに改定を提案しているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今回は、条例改定にまな板に乗っていないということでございますが、今後、町外、島外も含めて料金の改定をしてもらって、やっぱり町民の福祉の向上とかいろいろと目的もあるわけですから、町外の方々が多少なりとも負担をしていただいて、燃料の負担をしていただくという意味からも、検討をお願いしたいなというふうに思います。町長、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでもいろいろ町外の方も御利用いただいております、今回はこういう形で提案をしておりますけれども、今後において、可能であればそういうことも協議、検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 使用料を50円上げたということでありますけれども、これによって、課長どれぐらいの改善になるのか試算をしていますか。まず第1点。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この改正によってどれぐらい改善されるのかという御質問でありますけれども、過去5年間の利用状況を見まして試算をしておりますが、結果としては、300万円程度改善されるということで試算をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 300万円の増ということであります。昨年度の収支においては2,080万3,216円、これは決算審査特別委員会の額でありました。平成元年度とすれば80万円の減と、そういうことで、徐々に赤字が減っていくような状況というのが見受けられます。そのような状況の中において、300万円の収入増になると、そういうようなことでございますが、今後の対策として、ただお金を50円、あるいは500円上げたとしても、そのお金だけに頼らず、今後どのようにして温泉に来る人をふやすかと、そういうふうな根本的な対策をまず考える必要があるんだろうと思います。

どのような対策を今後考えていくのかどうか、そういうことについてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

まずは、ただいま保健福祉課長のほうからありましたとおり、300万円程度の財源の確保になってくるだろうということでございます。

合わせて、先ほどから申し上げましたとおり、この燃料対策についていろいろ補

助制度もございますので、そこを現在、検討を進めているところでございまして、これによって今の燃料をかなり削減できないかなというようなことを、検討をしているところでございます。

それと合わせて、そういう、やはり西之表市に新しい民間の温泉もできておりますけれども、大分料金的にも高いという、そういうお話もあって、本町までバスで来られて、そしてまたその後、トンミー市場であったり、いろいろ寄っていかれるということもありますから、そういう意味では、そういうものも合わせて、また使い勝手のいいものに施設をしっかりと運営をして、利用の促進を図ってまいりたいと、そのように考えています。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の討論を許します。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ただいま議題になっております議案第50号南種子町河内温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論をいたします。

現在、これまでの河内温泉センターの運営状況、今後における立て直しの課題、それについては、執行部同様、十分理解をしておりますが、今回の提案となっている南種子町河内温泉センター使用料の、例を挙げると、入浴料基本料金1回券の中で、大人は11.66%の値上げ、高齢者は25%、子供は50%アップの提案であります。同じように、1日券、回数券においてもそのような値上げ率になろうかと思います。

改正については異論はありませんが、一律に50円とか500円、短絡的に試算をして提案をしていると、そういうふうにはしか思えない次第であります。

以上の理由から反対いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。採決は起立によって行います。議案第50号はこれを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第50号南種子町河内温泉セ

ンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第51号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。1ページをお開きください。

第23条は、国民健康保険税の減額について、地方税法の改正に伴い基準控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるほか、軽減判定所得に関する諸規定の整備を行うものでございます。

2ページをお開きください。次に、附則の第2項は、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例について65歳以上の者の公的年金等控除額を当面の間、110万円から125万円に引き上げるなど規定の整備を行うものでございます。

次に、改正条例の不足について御説明します。

附則第1条は、施行期日について、令和3年1月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、適用区分について、改正後の新条例は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第12 議案第52号 南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第52号南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

議案第52号は、南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定であります。

今回の改正内容につきましては、利用料の改正であります。町が運営している河内温泉センター入浴料改正に合わせて南種子町農業者休養施設の利用料を改正するものであります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。下線を付してある部分が改正の部分であります。

第7条（利用料）第3項中300円を350円に、150円を200円に改正するものであります。

この条例の施行日は、令和3年4月1日から施行することとして附則に規定しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号南種子町農業者休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第53号南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第53号について御説明いたします。

議案第53号は、南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、入居者の費用負担義務について、入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものについて、共益費として徴収を行えるようにするための条文の追加を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目をお開きください。

第21条に、2町長は、前項に掲げる費用のうち町営住宅の入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収することができる。

3共益費の徴収及び納付については、第17条の規定を準用するの2項を加えるものです。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 共益費の費用見込み額ですか、大体どれぐらいとするのか、その費用を試算する根拠と併せてお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 大変すみません、根拠資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御説明申し上げます。

公営住宅等を例に挙げて申し上げますが、各団地によって浄化槽維持管理費等、規模で変わってきますが、年間、公営住宅でいきますと約400万円でございます。また、このうち、例を挙げてみますと、11戸ある戸数の団地がございますが、これが年間52万2,000円ほどを試算しております。月額に合わせると約4,000円ほどの共益費等になるかと試算しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島議員、いいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 400万円で11戸のところでは年間52万円の月額4,000円、家賃にプラスの4,000円という受け止めでいいんですかね。仮にここは家賃はいくらで共益費は何割を占めるんですか。お答えいただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御説明申し上げます。

大変申し訳ありません。今個別で申し上げた箇所についても、それぞれ家賃は収入によって違うんですが、今資料を持ち合わせておりませんので、後でお示したいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。3回目です。

○2番（福島照男君） 詳細が分からないと吟味のしようもないんですが、こういう形で議案にかけていいのかどうかもよく分からないので、私としてはなかなかこれを本議会で通す分は、再度出し直してほしいなと考えます。議長、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時51分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 申し訳ありません。それでは、私のほうから簡単に説明をさせていただきますが、今回、共益費という区分については、浄化槽維持管理費やもしくは共用部分の電気料、水道代ということでございます。その中で、現在、こ

の条例については、鹿児島県内では町が負担しているところは現状ではございません。うち南種子町のみが負担をしているというような状況を踏まえまして、今回の条例改正ということで提案をさせていただきました。

先ほど言いましたように、金額的には400万円相当というのが町営住宅の負担部分についてが町が支払っていたということですので、それを今回それぞれの団地ごとに、戸数ごとに分配して、皆さん共益という形で徴収をするということになります。

その例としまして上がったのが、先ほど建設課長が言いましたように、50万円相当ということですので、月額4,000円程度が試算されているところでございます。

その団地については、どことは申し上げられませんが、今のところ1万5,000円から3万円というような住宅料金を納めている方々が入居されているということですので、最低1万5,000円に対しては過重負担の26%相当に当たるということになりますが、県下の状況、また財政の状況等を鑑みまして、この条例を提案したところでございますので、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。次の本会議は12月11日午前10時に開きます。本日はこれで散会します。

散 会 午後 3時54分

令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 12 月 11 日

令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会会議録
令和 2 年12月11日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第55号 令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 3 議案第56号 令和 2 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第57号 令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 議案第58号 令和 2 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第59号 令和 2 年度南種子町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第16号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1 番	濱 田 一 徳 君	2 番	福 島 照 男 君
3 番	廣 濱 正 治 君	5 番	名 越 多喜子 さん
6 番	柳 田 博 君	7 番	大 崎 照 男 君
8 番	小 園 實 重 君	9 番	塩 釜 俊 朗 君
10 番	広 浜 喜一郎 君		

4. 欠席議員（1名）

4 番 河 野 浩 二 君

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名 氏 名 職 名 氏 名

町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	蘭 田 美津子 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
保健福祉課長	濱 田 広 文 君	税 務 課 長	西 村 一 広 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
水 道 課 長	古 市 義 朗 君	保 育 園 長	河 野 美 樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 西 嘉 秋 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君		

△ 開 会 午前１０時００分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第１ 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第１、議案第54号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第54号について御説明申し上げます。

議案第54号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、令和３年４月１日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の一部変更について協議を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。８番、小園實重君。

○８番（小園實重君） 総務課長にお尋ねをします。

提案の大島農業共済組合は、県下一つの組織に共済組合自体が４月１日からなるような情報を得ていますが、その関連での脱退扱いということになるのでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 誠に申し訳ありません。大島農業共済事務組合についての脱退理由については、こちらから問合せはしていないところでございまして、県のほうに多分申出があったので、それでということで理解をしております。

詳細について必要であれば、後日、私のほうで県のほうに確認をして報告させていただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○８番（小園實重君） 後日報告ということで。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第2 議案第55号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第11号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第55号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第55号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、地域食材PR事業、公立種子島病院組合への負担金、宇宙留学生及び成人式参加者へのPCR検査補助、小中学校の学校保健特別対策事業、水道事業会計・国保特別会計への繰出金が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,205万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,539万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、5枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、追加2件、変更2件であります。

まず、一般廃棄物処理施設等運転管理業務委託については、期間を令和3年度から5年度の3年間とし、限度額を1億9,690万円とするものでございます。

次に、通学バス運行管理業務委託については、期間を令和3年度から5年度の3年間とし、限度額を1億797万6,000円とするものでございます。

次に、変更2件については、入札執行等に伴い変更するもので、校務支援システムのリース料については、リース開始日が遅れたことにより増額となっており、限度額を小学校で7万2,000円を増額し342万3,000円に、中学校で9,000円増額し42万

8,000円に変更するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明をいたします。6ページをお開きください。

まず、一般管理費については、弁護士委託が主なもので288万8,000円を追加するものでございます。

次に、7ページ、特別定額給付金給付事業費については、特別定額給付金の減額によるもので230万円を減額するものでございます。

次に、同ページ、地方創生臨時交付金事業費については、地域食材PR事業によるもので、2,000万円を増額するものでございます。

次に、9ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費などの扶助費が主なもので、532万3,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、母子福祉費については、児童扶養手当などの扶助費が主なもので、146万5,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、介護保険福祉費については、介護従事者等慰労金の減額が主なもので、175万3,000円を減額するものであります。

次に、同ページから11ページ、児童福祉総務費については、児童手当など国庫精算返納金が主なもので、811万6,000円を追加するものでございます。

次に、12ページ、生活保護費の扶助費については、介護扶助費が主なもので、157万円を増額するものであります。

次に、同ページ、医療対策費については、公立種子島病院組合負担金が主なもので、3,548万2,000円を増額するものであります。

次に、同ページから13ページ、清掃総務費については、中南衛生管理組合負担金の減額が主なもので、191万4,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、塵芥処理費については、落雷に伴うリサイクルセンターの修繕が主なもので、575万円を追加するものであります。

次に、14ページ、農業支援対策費については、WC S用稲の共同利用農業機械導入助成が主なもので、207万1,000円を追加するものでございます。

次に、同ページ、地籍調査費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、125万2,000円を減額するものでございます。

次に、15ページ、森林病虫害駆除事業費については、松くい虫防除事業委託が主なもので、121万円を追加するものであります。

次に、16ページ、観光費については、種子島観光協会への貸付金が主なもので、1,032万6,000円を追加するものであります。

次に、17ページ、道路建設単独災害事業費については、道路交通量調査業務委託が主なもので、101万5,000円を追加するものであります。

次に、同ページ、住宅管理費については、公営住宅等における入退去時の修繕が主なもので、80万円を増額するものであります。

次に、18ページ、事務局費については、宇宙留学生へのPCR検査補助が主なもので、469万8,000円を追加するものであります。

次に、19ページ、教育振興費については、学校保健特別対策事業によるもので、小学校費で800万円、中学校費で100万円を追加するものであります。

次に、同ページ、中学校費の学校営繕費については、野球場バックネット修繕やテニスコート整備によるもので、141万円を増額するものであります。

次に、20ページ、社会教育振興費については、成人式参加者へのPCR検査補助が主なもので、192万9,000円を追加するものでございます。

次に、同ページ、公民館費については、シロアリ被害による下中地区公民館の床板張替え及び駆除予防委託によるもので、108万6,000円を追加するものでございます。

次に、22ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、執行残及び災害査定に伴う減額によるもので、637万4,000円を減額するものでございます。

次に、23ページ、公営企業支出金については、水道事業会計への補助によるもので、1,126万7,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、1,817万8,000円を増額するものであります。

最後に、同ページ、森林環境譲与税基金積立金については、206万円を増額するものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、森林環境譲与税については、森林環境税法等の改正に伴い、206万円を増額するものでございます。

次に、同ページ、法人事業税交付金については、法人税割の減収補填として交付されるもので、251万2,000円を追加するものでございます。

次に、同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うために、普通交付税5,295万2,000円を増額するものであります。

次に、2ページ、国庫支出金については、小中学校における学校保健特別対策事業費補助金450万円の追加が主なものでございます。

次に、3ページから4ページ、県支出金については、団体営農地等災害復旧事業

補助金146万円の減額が主なものでございます。

次に、同ページ、繰入金については、地域食材PR事業及び町有施設の整備に伴い、それぞれ基金から合計で2,226万8,000円を繰り入れるものでございます。

次に、同ページ、貸付金元利収入については、種子島観光協会からの貸付金収入1,600万円を追加するものであります。

最後に5ページ、雑入については、県市町村振興協会市町村交付金503万8,000円が主なもので、1,554万7,000円を増額するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしく願います。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1議会費、6ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の2総務費、6ページから8ページ、質疑ありませんか。
6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 総務費の、この弁護士委託料、目の1一般管理費ですが、何の弁護士委託料なのか教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） お答えいたします。

今回の、この弁護士委託料でございますけれども、実は、平成29年4月26日から鹿児島地裁のほうで訴訟が行われ、本年8月26日に地裁のほうの結審をいただきました。結審の内容については、原告側、訴えた側の全面棄却ということで内容的には町のほうが勝訴ということで結審したわけでございますけれども、2週間以内に控訴を原告側がしてきたというところでの弁護士費用です。

税務課のほうで所管しておりますが、固定資産の家屋の評価に対する不服ということでの損害賠償請求でございます。

今回の費用につきましては、原告側の訴えている、申し出ている金額が、総額で約1億2,300万円の固定資産税に対する不服でございますので、こちらに弁護士の弁護士報酬基準、こちらを適用して3%の金額、これから控訴審ということで一審の内容とかぶる部分が大分あるものですから、30%ほど軽減をしていただいて今回の金額259万円の着手金ということで予算要求をしております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○6番（柳田 博君） 分かりました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ただいまの質疑の関連ですが、被告が勝訴となれば弁護費用も原告側の負担という精算の在り方になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） お答えいたします。

今回の弁護士費用につきましては、それぞれ、原告側も弁護士を立てておりますので、それぞれが立てた弁護士費用をそれぞれ負担すると。原告が、今回、一審で敗訴しましたけれども、敗訴といえますか原告棄却になりましたけれども、裁判費用につきましては、原告側の負担となったところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） はい、了解。

○議長（広浜喜一郎君） 総務費、ほかにありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ふるさと創生事業費に備品購入で水中ドローン16万円が提案されておりますが、この活用用途の詳細をお尋ねをします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、現在、協力隊を1名雇用してございますけれども、そちらの情報発信の関係で、水中のサンゴ礁であったりとか、そういう美しい海中の撮影を行いまして、ユーチューブ等にアップをしてアピールをしていくということでの購入になっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） はい、了解。

○議長（広浜喜一郎君） 総務費、ほかにありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 目の32なんですけど、地方創生臨時交付金事業2,000万円、地域食材のPR事業というふうになっておりますけども、当然、ふるさと納税をアピールするためには必要なのかなと思うんですけども、地方創生事業なんで、この食材のPR事業、どんなものに活用するのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、新型コロナウイルスの支援事業としまして臨時交付金を活用しまして南種子町地域食材PR事業、これ、夕食の部分を地元の食材を活用して料理を提供した部分で、1食当たり8,000円を上限として補助を行っている部分でありまして、反響により非常に予約の数等も多くなってきていまして、これにつきましては1月末までの事業実施となっております、その予約の状況に応じて増額をしたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○6番（柳田 博君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3民生費、9ページから12ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4衛生費、12ページから13ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6農林水産業費、13ページから15ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の7商工費、16ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の8土木費、16ページから17ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の9消防費、18ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、18ページから22ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の11災害復旧費、22ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の12公債、22ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の13諸支出金、23ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入。款の2地方譲与税から款の19諸収入まで一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） この南種子町が契約する一般廃棄物処理施設等運転管理委託業務費ですけれども、3年間ということで1億9,690万円となっております。これを1年で割ったときが大体6,560万円、平均です。この6,560万円という契約の根拠、これをちょっと教えてください。

私が単純に計算したときが、職員が10名いた場合に平均で給料25万円やって、ボーナスを30万円、年間やったとした場合に、その場合に人件費が3,260万円かかるんです。そうすると、業者の取り分というのが3,300万円、仮に給料を30万円払って、ボーナスも30万円払ったときが、人件費が3,900万円と業者の取り分というのが2,660万円、この業者の取り分の3,300万円あるいは2,660万円、これがどういう試算を出しているのか、もし、分かっていたらちょっと教えてもらえないでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この管理業務委託の金額の主な内容ですけれども、先ほどもありましたが、人件費、人件費の中には厚生費として健康保険であるとか厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険等の雇い主の負担分も含んでいるところがあります。

それから、焼却施設の保守点検業務、それから、ごみ処理施設埋立処分場のそれぞれ測定分析業務も併せてお願いをしているところでもあります。

それから、昨年までは、2年度までですか、職員10名の体制で行ってきたところがあります。職員が7名、パートが3名ということでありましたけれども、一つには、今回、パートを全員正規職員にして、働き方改革といいますか同一労働同一賃金というのもあって、今回、全て正規の職員にしたいと。

それと、これまで粗大ごみの分解といいますか、あそこにちょっと手が足りないということがありましたので2名の増員をしたいということで、今回、こういう金額になっているところでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） このコロナ対策かれこれで、もう来年、再来年と税収がかなり落ち込むと思います。節約できるところは節約してもらわないと、町民に借金を抱えさせるということになります。

それで、私、去年も思ったんですけども、去年もやはり年間6,500万円ぐらい、5,500万円だったですか、去年のあれで。絞れるところではできるだけ絞ってもらって、果たして職員の福利厚生、これが的確なのかどうかというのなんかもし調査ができるのであれば、そういうところまで調査をしてもらって、そして、この契約金という、こういうのを出示してもらえたらと思いますので、これ要望です。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 支出の14ページになります。

目の19農業支援対策費の中で、WC S用稲の共同利用農業機械導入助成265万円となっていますけども、この金額については自己負担分という捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業支援対策事業の、ここに予算計上してありますWC S用稲の共同利用農業機械助成であります。ここについては、町の助成額ということで、内容等については、南種子町WC S生産利用振興会が、コンバインベラーを新たに導入すると、ここについては、生産者、あと利用する畜産農家併せて自己負担が出てくるということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今年度ですか、ちょっと事故というかコンバインベラーを落としたということで、その買換えに当たるという認識でよろしいんですね。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） WC Sの収穫用のコンバインベラーにつきましては、平成25年度に町が購入し、南種子町WC S生産利用振興会と利用契約を結んで借用している部分であります。

今回、8月にWC Sの収穫作業中転落事故が発生し、町の所有する機械については使用不能ということが出てきまして、それに代わる分になります。今回、町の助成金であります。町が所有していた25年に導入した機械については保険に加入しておりまして、その保険で出る金額を見込んだ金額の助成という形になっております。

以上です。

○6番（柳田 博君） はい、分かりました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、全般にわたって質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総合農政課長、お尋ねです。

松くい虫の防除事業と下中のシロアリ駆除予算が提案されておりますが、以前も質疑をしたことがありますが、松くい虫でやられた松の木を伐採をして、現在、砂丘地に貯木とかこずんでビニールをかけて覆いをしてありますが、その貯木にシロアリが発生して、その発生なるやもう相当な数を私は以前確認をしましたが、その後、また新たに消毒をさらにして覆いを新しくかけ直した形跡が確認されまし

たが、これは、貯木をせずに焼却するとかいずれかの方法によって早期にこずまな
いで処理をする方法はないのか、それは不可能なのか、結局は羽化をしたら住宅、
建物に飛来する可能性はかなりあると思うんです。根本的な解決策の対応が必要じ
ゃないかと考えたりするんですが、その辺はいかがなものでしょう。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 森林病虫害駆除事業費の松くい虫の防除事業ですが、
今回、出している分については伐倒駆除という形の部分になります。この松くい虫
の防除については、航空防除の有人ヘリによる防除と地上で松自体が枯れていって、
それを小さく切りまして、被覆ビニールをかけてそれで消毒する部分ということに
なります。

今、質問のシロアリがその後発生をするということで、今回、本村浦のほうや濱
田議員からも連絡がありまして、現地を踏んで調査をしたところです。ちょうど本
村浦の森林の中に国有林がありまして、国有林の担当職員、うちの職員も併せた形
で調査をしました。

内容等について、被覆するビニールについては生分解性の被覆資材を活用してい
て、1年足らずでそこが土の中に還元されていくという流れです。その後、実際、
伐倒駆除をしたものが積んだものからシロアリが発生しておりました。

対策として、国の方とも話をしまして、それを新たにビニールで被覆をするのか、
そのまま持ち出しをするか、それと、そこに埋設するかということで、森林組合の
ほうに委託をした分の町が管理する部分についてはできる範囲で発生が見られたと
ころについては、埋設処理をしていこうということで県のほうの確認もしながら対
策を取ってきているところであります。

今、発生が見られたところだけをしておりますが、今後も伐倒駆除をしながら、
そういうところの発生をさせないような対策を取っていくということで、国と県・
町、連携を取った形で、今、対策を取らせてもらっているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ぜひ、二次被害が及ばないように十分協議をして対策を取っ
ていただきたいと思います。

それから、21ページに野木田の遺跡確認調査が入っておりますが、これは事業を
行うに当たって遺跡関係の調査が義務づけられているものかどうか、実際に遺跡な
るものが発見されて具体的な調査確認をするものなのか、お聞かせください。

教育長、お尋ねをします。

宇宙留学の連絡協議会への助成の予算があります。令和3年度に向けての宇宙留

学生の事務的な進捗状況はどんな状態なのか、さらに、進んでいるとすれば、受入れの学校別の配置人数とか里親留学、家族留学、親戚留学等々分析ができておりましたら、お知らせ願います。

ちなみに、家族留学希望の保護者に医療関係の資格を持たれた親御さんが、いるという情報も耳に入りますが、その辺も特段配慮した受入決定ができないのかどうか、そのように進めつつあるのか、確認させてください。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

野木田の遺跡確認調査については、以前、調査が入っております。そのときに遺跡の発掘をしております、包蔵地に遺跡があるということで指定をしております。

今回、構造改善事業が入るということで、その前に確認調査を行うということになってございますので、その関係の予算ということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 宇宙留学関係の御質問でございますけれども、今、決定に向けて実親と細かく調整をして再度来る意思があるかということなどをしっかりと、今、詰めている状況でございますが、さほどこれから申し上げる人数と変わりはないと思いますけれども、少し変更があるかもしれませんが、今の現時点で申しますと、里親の受入人数が64名、そして、家族留学が30世帯の46名の応募がありました。里親は約10名程度減少していますけれども、家族留学については6世帯程度増えている状況でありまして、令和3年度の受入予定としましては、里親が23名、家族留学が25名の48名、昨年度より8名減の予定でございます。

その医師の方につきましては、まず、健康状態とかそういう問題を外した後は先着順ということでございます。それは、もう外せませんので、その医師の方は相当早く申し込みましたので、しっかりと入っていると思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに、全般にわたり質疑はありませんか。
1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 先ほど松くい虫の話が出ましたが、単純な発想なんですけれども、その切った松、河内温泉センターには使えないんですか、どうでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 松くいの伐倒駆除・防除としては、松を2メートルから3メートルぐらいに切って、それを被覆をしていくと。河内温泉センターについては、チップボイラーということでチップ加工をしないといけないということにな

りますので、ここについては、検討をしておりますので、今日、終わってから、ちょっと内部でも話をさせてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい、いいです。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、全般にわたり質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 議案第56号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第56号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第56号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万6,000円を追加し、予算の総額を9億2,312万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1国民健康保険税については、被保険者の異動に伴う更正により226万1,000円減額するものであります。

款の6県支出金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金の減額に伴い162万4,000円を減額するものです。

款の10繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、軽減分・支援分合わせて84

万9,000円の増額。職員給与費等繰入金30万5,000円の減額。その他一般会計繰入金1,457万7,000円の増額、国民健康保険基金からの繰入金200万円を計上し、繰入金総額で1,712万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出、3ページをお願いいたします。

款の1総務費については、一般管理費の普通旅費の減額、賦課徴収費の会計年度任用職員の報酬の減額が主なものです。

款の2保険給付費については、項の1療養諸費、項の2高額療養費、項の5葬祭諸費、項の6傷病手当金について実績見込みにより、それぞれ補正するものであります。

款の3国民健康保険事業費納付金につきましては、項の1医療費給付費分で一般被保険者医療給付費分担金1,446万9,000円の増額、項の2後期高齢者支援金負担金176万8,000円の減額、項の3介護納付金分負担金72万円の増額です。

款の6保健事業費については、項の1保健事業費、項の2特定健康診査等事業費の実績見込みにより、それぞれ減額するものであります。

款の9諸支出金につきましては、普通交付金返還金として178万9,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第57号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第57号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,929万6,000円を追加し、予算の総額を7億3,315万1,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって補正するものでございます。

款の10繰入金は、職員給与費等の減額に伴うもの、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額するものです。

介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額481万4,000円を基金から繰り入れるものです。

款の13雑入については、通所型サービスA事業利用者負担金を増額するものであります。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款の1総務費につきましては、旅費の減額が主な補正内容であります。

款の2保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであります。項の1介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費で1,000万円、地域密着型介護サービス給付費で1,000万円、居宅介護サービス計画給付費で150万円の増額。

項の4高額介護サービス等費で400万円の増額、項の6市町村特別給付費で55万円の増額、項の7特定入所者介護サービス費で100万円増額するものでございます。

款の5地域支援事業費につきましては、項の4介護予防・生活支援サービス事業費の委託料及び負担金の増額、項の7総合相談事業費で負担金77万9,000円の増額、生活支援体制整備事業費で備品購入費・負担金で合わせて71万9,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 支出で款の2の保険給付費についてですが、それぞれ居宅介護で1,000万円、地域密着型介護で1,000万円、居宅介護サービス計画が150万円、当初予算よりも増額になった主な理由だけ教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） これまでの実績を考慮して、今後の見込額を算出しまして補正をしたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第58号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第58号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ114万1,000円を減額し、予算の総額を9,338万3,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4繰入金事務費等繰入金21万2,000円の増額と保険基盤安定繰入金68万5,000

円を減額するものでございます。

款の 6 諸収入につきましては、実績見込みにより長寿健診委託料補助金30万6,000円の減額と後期高齢者医療制度特別対策補助金36万2,000円減額するものであります。

次に、歳出の 2 ページ。

款の 2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、納付金決定により68万5,000円減額するものであります。

款の 3 保健事業費につきましては、健康診査費及び長寿健康増進事業費の実績見込みにより、それぞれ減額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第59号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 6、議案第59号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 議案第59号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入を1,157万5,000円増額し、2億9,973万8,000円、支出を299万3,000円増額し、3億3,964万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的支出を2,848万4,000円増額し、1億741万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額8,327万4,000円は、当年度損益勘定留保資金8,327万4,000円で補填するものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、人事院勧告に伴うもので、職員給与費9万6,000円の減額補正でございます。

第5条、一般会計からの補助を受ける金額は1,126万7,000円の増額補正を行うものです。

3ページから5ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、予算書6ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明をいたします。

まず、収益的収入については、款の1、水道事業収益、営業外収益の他会計補助金1,126万7,000円の増額が主なものでございます。

次に、収益的支出については、款の2、水道事業費用、メーター器取替業務委託等に伴う、配水及び給水費30万円や備品除却に伴う資産減耗費62万円の増で、営業費用を99万3,000円増額するものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的支出につきましては、2,848万4,000円増額し、1億741万1,000円とするものです。内容としましては、八久保水源地・中央浄水場のポンプ取替えや平山配水池操作ケーブル修繕に伴う施設改良費332万9,000円の増額でございます。また、企業債償還金につきましては、2,515万5,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号令和2年度南

種子町水道事業会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、同意第15号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第15号について御説明申し上げます。

同意第15号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1919番地125、氏名は牛野和亜、昭和17年3月4日生まれでございます。

本件は、令和2年12月31日で任期満了となるため、引き続き、牛野和亜氏の再任をお願いするものであります。

引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第15号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

お静かにお願いします。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明かでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7 番、大崎照男君、8 番、小園實重君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票。有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 6 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第15号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第 8 同意第16号 教育委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、同意第16号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第16号について御説明申し上げます。

同意第16号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町平山1832番地、氏名は中畠 至、昭和24年5月30日生まれでございます。

本件は、令和2年12月31日で任期満了となるため、引き続き、中畠 至氏の再任をお願いするものであります。

引き続き、教育委員会委員として御同意方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第16号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明かでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、

順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7 番、大崎照男君、8 番、小園實重君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票。有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第16号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月18日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前 11 時 25 分

令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会

第 3 日

令和 2 年12月18日

令和 2 年第 4 回南種子町議会定例会会議録
令和 2 年 12 月 18 日（金曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 提案理由の説明
- 日程第 2 議案第 60 号 令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 3 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 請願第 1 号 南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書採択について
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9 名）

1 番	濱 田 一 徳 君	2 番	福 島 照 男 君
3 番	廣 濱 正 治 君	5 番	名 越 多喜子 さん
6 番	柳 田 博 君	7 番	大 崎 照 男 君
8 番	小 園 實 重 君	9 番	塩 釜 俊 朗 君
10 番	広 浜 喜一郎 君		

4. 欠席議員（1 名）

4 番 河 野 浩 二 君

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君

会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 農事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 1、町長提出の議案第 60 号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、予算案件 1 件でございます。

それでは、予算案件について要約して御説明を申し上げます。

議案第 60 号は、令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）でございまして、国の予備費を活用した、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給によるもので、469 万 1,000 円を追加し、総額 68 億 8 万 8,000 円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

日程第 2 議案第 60 号 令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 2、議案第 60 号令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第 60 号令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 12 号）について、御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、国の予備費を活用した、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給によるもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ 469 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 8 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明をいたします。2 ページをお開きください。

母子福祉費については、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に伴う扶助費が主

なもので、469万1,000円を増額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

国庫支出金については、母子家庭等対策総合支援事業補助金によるもので、469万1,000円を増額するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 詳細な説明を求めたいと思います。

今回、提案の歳出の対象範囲について、特に再支給をする背景はどんなものがあるのか、説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この支給については、本年6月にも実施をしたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が心身ともに生じていること踏まえて、こういった世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うための給付金となっているところであります。

国からは、年内支給をということで言われていまして、町内で68世帯で、年内に振込を予定しているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号令和2年度南種町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、委員及び補充員が令和2年12月24日をもって任期満了となる通知を受けたことによって、地方自治法第182条の規定によって選挙を行うものです。

選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には次の方を指名します。

山田拾馬君、上浦正義君、柳田孝行君、立石幸隆君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山田拾馬君、上浦正義君、柳田孝行君、立石幸隆君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決

定しました。

選挙管理委員会補充員には次の方を指名します。

第1順位、向井秋則君、第2順位、中里サワ子さん、第3順位、西園和良君、第4順位、中脇重夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、向井秋則君、第2順位、中里サワ子さん、第3順位、西園和良君、第4順位、中脇重夫君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第4 請願第1号 南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書採択について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、請願第1号南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書採択についてを議題とします。

お諮りします。この請願第1号については、8名の委員で構成する南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号については、8名の委員で構成する南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、福島照男君、廣濱正治君、河野浩二君、名越多喜子さん、柳田 博君、大崎照男君、小園實重君、塩釜俊朗君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会の委員は、福島照男君、廣濱正治君、河野浩二君、名越多喜子さん、柳田 博君、大崎照男君、小園實重君、塩釜俊朗君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中にただいま設置されました特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時22分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会の委員長に塩釜俊朗君、副委員長に小園實重君、以上、お知らせします。

日程第5 閉会中の継続審査の申出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、閉会中の継続審査の申出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査の申出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱 田 一 徳